

「開かれた議会・信頼される議会」

を 目 指 し て

議会改革の取組み

令和 5 年 10 月 改訂版



北海道 白老町議会

目 次

1. 議会改革のはじまり	3 ページ
2. 議会改革の検討	3 ページ
3. 第1次白老町議会改革の内容	4 ページ
4. 第1次白老町議会改革の主な取り組み（平成10～14年度）	6 ページ
5. 第2次白老町議会改革の主な取り組み（平成14～18年度）	9 ページ
6. 白老町自治基本条例の制定（平成18年度）	13 ページ
7. 議員定数削減（平成19年度）	15 ページ
8. 第3次白老町議会改革の主な取り組み（平成20～24年度）	20 ページ
9. 第4次白老町議会改革の主な取り組み（平成29～令和元年度）	25 ページ
10. 第5次白老町議会改革の主な取り組み（令和元～5年度）	30 ページ
白老町議会改革の取り組み・活性化の経過	35 ページ

1. 議会改革のはじまり

白老町は、増大する行政需要と厳しい財政状況との整合性を図り、分権型社会に適合できる体制を構築するため行財政改革に取り組んでおり、昭和60年度から第4次まで着実な取り組みを進めてきた。

平成8年2月、第3次行政改革大綱を策定するため、民間委員10名による「白老町行政改革推進委員会」を設置し、具体的な改革素案の策定を諮問し、平成9年4月に69項目の具体的な改革案の答申を受けた。

この答申において、白老町議会に対して「議会運営全般にわたって見直し」が提起され、議会改革への着手が求められた。

2. 議会改革の検討

白老町行政改革推進委員会の答申は、町議会自らの権能により、議会全般にわたって独自の見直しを期待するものであり、行政執行の適正さや有効性の監視など、これまで以上に機能強化を求めた内容であり、議長は、こうした町民意識の動向を勘案した中で、「議会改革について」を議会運営委員会へ諮問した。

これを受け、議会運営委員会は、平成9年7月に「議会改革等に関する検討小委員会」を設置し、平成10年8月頃を目処に、議会改革の取り組みを検討することとした。

平成8年2月	白老町行政改革推進委員会の設置（民間委員10名） ※ 具体的な行政改革(案)を諮問
平成9年4月	白老町行政改革推進委員会からの答申 ※ 行政改革項目 69項目を答申 ※ 「議会運営全般にわたっての見直し」について答申
平成9年7月	議会運営委員会に「議会改革等に関する検討小委員会」を設置 ※ 小委員会 16回開催 ※ 町民との意見交換会 2回実施



平成10年7月	検討小委員会から議会運営委員会へ答申 ※ 議会改革項目 6項目18件を答申 ※ 調査期間 1年間
平成10年8月	議会運営委員会において答申項目に基づき、具体的内容を検討
平成10年12月	12月定例会において、議会改革に関する委員会報告 ※ 議員定数は引き続き慎重審議することとした。 ※ 倫理条例は、引き続き審議し、平成11年3月制定を目指すこととした。

3. 第1次白老町議会改革の内容

白老町議会は、民間委員による行政改革議論の中で、議会運営のあり方について議会が自ら改革する方向性を打ち出し、議会改革等に関する小委員会の議論(約1年間・16回、町民意見交換2回)、議会運営委員会の議論(4カ月・11回)を経て、平成10年12月定例会に議会運営委員会が議会改革に関する委員会報告し、議会改革に関する実施計画を示した。

【 議会報告の要旨 】

益々進展する国際化、情報化、高齢化、少子化や地方分権推進のなかで、新しい時代にふさわしい良きリーダーとして、議会の役割とその機能が十分に発揮することが求められていることに鑑み、議会に課せられた項目に正面から取り組み、町民の期待に応えることが大きな使命であるという認識に立ち、議会改革6項目について基本的な方針を示したものである。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 改革の項目 | 6項目18件～別紙のとおり(表-1) |
| | ① 議員定数について |
| | ② 議員の視察研修について |
| | ③ 議員の政策能力向上について |
| | ④ 町民に親しまれる議会づくり
(議会への住民参加)について |
| | ⑤ 議会の情報公開について |
| | ⑥ 議員の倫理について |
| (2) 改革の期間 | 平成10年度～平成14年度 |

表-1

第1次白老町議会改革の取り組み項目

改 革 項 目		改 革 の 内 容
議員定数	議員定数の見直し	行財政改革や地方分権が推進されるなど、諸々の議会を取り巻く環境の中で、新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指す。議員定数を2名削減し20名とする。(H11.1.26 施行)
視察研修	道外視察の日程短縮	財政事情・交通の利便性を考慮し、道外視察研修の日程を短縮する。全議員が議長にレポート提出することを義務づける。 (東京以南5泊6日⇒4泊5日 東京以北3泊4日⇒2泊3日) (常任委員会所管事務調査)
	海外行政調査派遣の凍結	平成2年から実施してきた議員の海外行政調査派遣を財政事情とテーマ・日数の面から当分の間凍結する。
議員の政策能力向上	政策形成過程での議会の関与	町が政策立案する計画、構想などについて、政策形成過程の段階から各常任委員会が所管事務調査として取り上げるとともに、町にも議会との協議を要請する。
	各種制度の十分な活用	公聴会、参考人制度、議案の提案など、制度として存在するものを十分活用していく。
	一般質問の活性化	一般質問を積極的に行い、町民の代表として質の高い政策議論を行なう。
	会派の充実強化	会派ごとに研修、勉強会を実施し、専門的・実務的な能力を身につける。
	議会図書室とOA機器の整備	議会図書室の設置を要望するほか、文書通知などの迅速化を図るため、各議員宅にファクシミリの設置を検討する。
	議会事務局の体制強化	本会議、委員会に必要な資料の調査、収集のため、専門的能力の習得に努める。また、事務改善のため委員会会議録作成の外部委託を進める。(要点筆記を情報公開条例施行を機に全文筆記に改める。)
町民に親しまれる議会	各委員会の地域別開催	各地域に関連する陳情審査、所管事務調査を地域に出向いて実施、終了後懇談会を実施し地元住民の意見を聴くなど、議会への関心を促す。
	議員の出前トーク	多様化する住民ニーズに応えるため、地域からの要請により議員が出向いて要望などを聴き、議会活動に反映させる。
	議会議事堂の開放	議会を身近に感じていただくため、模擬議会や子供議会などの開催の要請があった場合、積極的に議事堂を開放する。
	傍聴者への一般質問通告書の配布	一般質問の内容を傍聴者に知らせるため、質問内容の一覧表を配布する。(従来の質問項目の箇条書きを全文に改める)
	ポケットベル、携帯電話持ち込み禁止	議事を静粛に進行するため、ポケットベル、携帯電話等の持込みを禁止する。
	障害者に配慮したスロープ等の設置	車椅子で来られた傍聴者のため、将来的にスロープ、エレベーターの設置を要望する。
	夜間議会の実施	傍聴しやすい環境をつくるため、年に1回程度夜間議会を開催する。(基本的には代表質問が行なわれる3月議会)
情報公開	情報公開条例制定に向けた議会の対応	町では平成11年度の情報公開条例制定に向けた準備を進めており、議会も実施機関として含めることとし、その準備として関係規則等の整備や保存文書を整理し、開かれた議会を目指す。(H12.1.1 施行)
倫理	倫理条例の制定	町民の代表者である議員のモラル向上、議会の信頼を回復するため、白老町議会政治倫理条例の制定を目指す。(H11.4.1 施行)

4. 第1次白老町議会改革の主な取り組み（平成10年度～平成14年度）

(1) 議員の政策能力向上について

① 政策形成過程での議会の関与

町が政策立案する計画、構想等については将来のまちづくりを推進するうえで重要な位置づけであると考え、従来までは指針、方針が固まった段階で議会側に明らかにされ審議されるケースが多く、議会の意思が反映されにくいことから、議会として政策形成過程の段階から各常任委員会が所管事務調査として取り上げるなど、積極的に取り組むこととした。

また、平成9年4月から申し合わせにより、町の諮問機関である各種審議会、委員会の兼職禁止を進めているが、今後の情報公開制度との整合性の中で、各議員は各種審議会、委員会を傍聴するなど、行政課題を先取りする努力を行う。

(2) 町民に親しまれる議会づくりについて

① 各委員会の地域別開催（移動常任委員会）

現在、委員会室で行われている各委員会を各地域のテーマに合った題材で地域別に開催し、委員会の傍聴を促すなど、議会への親しみ、関心を持っていただく取り組みが必要である。具体的には地域に関連する陳情や所管事務調査を当該地域で実施するとともに、地元住民との懇談を実施するなど、議会に対する住民の更なる関心と理解を深めることとする。



② 議員の出前トーク

住民の多様化するニーズに応えるため、町民と議会との接点を密接にすることが求められている。地域の要請により議員が出向いて、町民の切実な訴え、要望を聞き入れ、議会活動に反映させる努力が必要であり、「議員の出前トーク」的な施策を講じる必要がある。具体的には各地域・住民から議員の出席要請（議員の指名）があった場合は積極的に出席し、町民の不満や不信を解消するなど、議会の機能と役割を果たすとともに議員活動の活発化を図ることとする。



③ 休日・夜間議会の実施

議会の開催は、傍聴しやすい時間設定として休日・夜間議会の開催など、議会に対する関心、興味を喚起する必要がある、傍聴しやすい環境づくりを積極的に進める必要が不可欠であり、年1回（基本的には3月定例会）「夜間議会」（代表質問）を開催する。



(3) 議会の情報公開

白老町では平成11年度の情報公開条例制定に向けた準備が進められており、議会においても町民参加の充実や、議会の透明性の向上を図るため、情報公開制度の必要性を認識したところである。したがって、議会をこの条例の実施機関に含めることが望ましいと考える。議会としても情報公開条例等の制定に向けた準備として、関係規則等の整備をはじめ、委員会会議録・保存文書等を整理し、情報の共有化に配慮した開かれた議会を目指す。

- 白老町情報公開条例の施行 ～ 平成12年1月1日
- 各委員会の公開

- ・ 平成 12 年 2 月より広報、報道(新聞)へ委員会日程・審議内容の掲載
- 委員会記録の全文議事録化 ～情報公開制度による公開(平成 12 年 4 月より)
- 本会議議事録のインターネットによる公開 (平成 12 年度実施)
- 情報公開条例に基づく開示請求 平成 14 年 3 件 (委員会会議録)

(4) 倫理条例の制定

議員は町民の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の厳粛な信託に応えるべく、常に町民の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努力することが当然の義務である。しかし、一連の不祥事により、議会に対しての不信感が根強く、信頼が失われつつあり、議会の甘さや、体質のあり方が指摘されている。

地方自治法では、議員の私的に関わる不祥事に対する罰則の手法はなく、議員のモラルの向上策、議会自体の権威回復のため倫理規程策定の調査・検討が必要とされている。

このことから、更に議会の規律としての品位を保ち、政治倫理の確立を期し、もって町政の健全に資することを目的とする「(仮称) 白老町政治倫理条例」の制定(平成 11 年 3 月)を目指し、今後、白老町に適した目的・倫理基準等の内容について検討を重ねる。

- 平成 11 年 3 月 23 日条例制定 4 月 1 日施行

5. 第2次白老町議会改革の主な取り組み（平成14年度～平成18年度）

平成10年、白老町議会は、「議会の活性化と町民に信頼される議会づくり」を目指すため、6項目18件の改革項目を示し、議会改革（第1次）に取り組み、議会・議員一丸となって着実に推進し、町民からも「議会は変わった」との声もあり、また、他市町村からも積極的な改革に対する評価を得るなど、一応の成果を挙げてきたものと判断している。

議会の活性化に特段の決め手はないと言われており、新しい分権の時代にふさわしい議会、町民に親しまれ期待される議会づくりを目指すため、新たな発想のもとで、議員一人ひとりが不断の努力を傾注し改革の一步を踏み出したところであり、地方分権時代にそなえての議会改革という観点からすれば、スタートラインについたばかりであると言える。

議会を取り巻く大きな環境変化の中で、特に、議会活動が積極的に公開され、また、議会に町民の声が活発に届けられるような議会と町民の関係を構築していくことを念頭におき、本町が抱える財政事情も十分考慮し、経費の節減と効率化を追求しながら「第2次議会改革」に取り組むこととした。

○ 改革の項目 5項目17件 ～ 別紙のとおり(表-2)

○ 第2次議会改革の計画期間 平成14年度から平成18年度まで 5年

○ 第1次議会改革における項目の継続な取り組み

第1次議会改革（平成10年度から平成14年度）において継続する項目については、更なる充実を目指し、「第2次議会改革」の計画期間においても引き続き積極的に取り組んでいくこととした。

表-2

第2次白老町議会改革の取り組み

区 分	項 目
1 議会の議決権の範囲拡大等について	1 専決処分と臨時会のあり方（交通・通信手段の発達により「招集に暇がない」とは考えられないので、真にやむを得ないものに限定し原則的に臨時会を招集すること。）
2 議会機能の充実と議員の政策論議の活発化等について	1 議場にパソコン導入
	2 代表・一般質問の一回目の答弁書を議員に配布
	3 議員研修の充実
	4 正副議長は、後援団体の役員就任を慎む。
3 町民に開かれた議会づくりについて	1 本会議のインターネット中継
	2 議会単独のホームページ開設
	3 請願・陳情提出者に審査日程を連絡し傍聴を促すとともに、傍聴者に請願・陳情書の写しを配布（委員会）
	4 傍聴者との懇談会開催（委員会）
	5 傍聴規則の見直し
	6 議会に対する意見等「意見箱」の設置
	7 庁舎入口等に当日の議会・委員会日程の案内板設置
	8 「議会だより」の音声版の作製
	9 報道関係者の傍聴席でのパソコン使用
4 議員報酬・手当等について	1 旅費支給の見直し
	2 政務調査費についての検討
5 事務局体制等の充実について	1 「係」制を廃止し、「スタッフ」制を導入

(1) 議会機能の充実と議員の政策論議の活発化等について

① 代表・一般質問の一回目の答弁書を議員に配布

代表・一般質問は、議員が町行政全般にわたって所信の表明を求め、疑問点をただし、一步踏み込んで政治姿勢や責任を明確にさせるなど、議員にとってはその政策形成能力を発揮する重要な手段の一つである。

現在、議員の質問内容を通告し、それに沿って答弁を口頭で受け、再質問はその場で判断して行わなければならない。このことは、議論の活発化や公正な方法であるかとの観点で考えたとき議員にとっては、不利なルールとなっている。少なくとも町長の一回目の答弁書をあらかじめ（当日）質問議員に配布し活発化を図ることとする。

ただし、質問のやりとりに緊張感を欠き、セレモニー化しているとの批判を受けないよう最善の方法を検討する。

- 平成16年3月1日付 白老町長へ要請
- 平成16年第2回定例会から実施
 - ・ 理事者の答弁書 ～ 代表・一般質問者が質問席に着いた時点で配布

(2) 町民に開かれた議会づくりについて

① 本会議のインターネット中継

情報化が急速に進む中、インターネットの活用は、情報の迅速化とともに議会を町民に身近なものにし、また、町の直面する課題を「お茶の間」で子どもを交えて話題にできる効果としても期待できる。

現在、議会活動を町民へ周知する手段としては、主に「議会だより」の発行に頼っているところがあるが、インターネットの活用は、新しい議会広報活動の手段として有効的であることから検討する。

- 平成15年2月 庁内LANによる議会中継システム導入決定
- 平成15年第2回臨時会 庁内LANでの中継の試行
- 平成15年12月 本会議のインターネットの中継実施

② 議会単独ホームページ開設

議会の情報は、白老町ホームページに包括された中で情報提供しているが、情報公開を積極的に推進することから、内容を充実拡大し、質の高いサービスを提供することが議会と町民の距離感を縮めることにつながる。

このことから、議会単独のホームページを開設し、最新情報と情報の質向上を図る。

- 平成12年9月 会議録(本会議・委員会)のホームページ公開
 - ※ 白老町情報公開条例の施行に伴う積極的公開
- 平成14年4月 議会ホームページの試行公開
- 平成15年1月 議会ホームページの運用開始

③ 傍聴規則の見直し

地方議会議事堂も国会と同様、「神聖な場所」として、傍聴者に対して威儀を正すことをはじめ、厳しい取締りがされてきた。しかし、議会の活性化や町民に親しまれる議会を目指すためには、もう少し気安く傍聴できるような環境づくりが必要である。このことから傍聴規則における規制について見直しを行う。

- 平成19年6月 委員会条例の改正
 - ・ 委員会の公開原則を明記
 - ・ 秘密会の特別多数議決の規定
- 平成19年9月 議会傍聴規則の改正

- ・ 傍聴禁止制限規定の撤廃
- ・ 傍聴手続きを一切不要とする
- ・ 写真・ビデオ撮影・録音等の自由

○ 平成19年9月 委員会傍聴規則の新設

- ・ 本会議に準じた規定の整備

※ 委員会条例の改正（公開の原則・特別多数による秘密会・委員会傍聴規則の制定）

変 更 前	変 更 後
<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員に諮って決める。</p>	<p>(会議公開の原則及び秘密会)</p> <p>第15条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 前項ただし書きの発議については、討論を用いなくてその可否を決する。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第16条 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>

※ 傍聴規則の改正（禁止制限規程の廃止・手続き不要・写真、録音、ビデオ撮影の自由）

<p>○ 白老町議会傍聴規則 平成19年8月27日 議会規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるとともに、町民の議会傍聴の利便性を確保し、かつ会議の円滑な運営を維持することを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 一般席の定員は、30人とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議の傍聴に関する一切の手続きは、必要としないものとする。</p> <p>2 傍聴は、先着順とする。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の責務)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になる行為してはならない。</p> <p>(写真、ビデオ撮影及び録音等の自由)</p> <p>第7条 議長は、傍聴席における写真、ビデオ等の撮影及び録音(以下「撮影等」という。)について、議事の進行の妨げとなっていると認めるとき、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしているとき、撮影等の方法の変更を求めことができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年9月1日から施行する。</p>
--

6. 白老町自治基本条例の制定（平成 18 年度）

白老町は、昭和 63 年に北海道の他の自治体に先駆けて、まちづくりの手法として C I（コミュニティ・アイデンティティ）を導入し、町民が主体となった「元気まち運動」として「協働のまちづくり」を目指してまちづくりを推進してきた。

平成 17 年 5 月に町は、更なる協働のまちづくりを推進するため「町の憲法」である白老町自治基本条例の制定に着手することを決めた。町が示した条例の策定方法は、町民・議会・行政のそれぞれが策定部会を組織して、それぞれの役割と責任により条例の骨子素案を作り、町民への中間報告会を経て、最終的に一本の条例とするものである。

議会は、まちづくりの仕組みの基本となる重要な条例であり、議会の役割は、議会が自ら策定するものとし、平成 17 年 7 月第 4 回臨時会において、議員全員による特別委員会を設置し、小委員会 9 回、特別委員会 10 回の議論により議会関係の条項案を策定し、平成 18 年 12 月定例会において、町民・議会・行政の役割等が一体となった自治基本条例が成立した。自治基本条例における協働の原則は、「情報共有の原則」と「住民参加の推進」の二本柱であり、議会の責務として「不断の議会改革」を定め、議会運営のあるべき姿を示したものである。

○ 白老町自治基本条例における議会関連条項と議会改革実施項目及び検討項目

議 会 関 係 条 文	第 1・2 次 取 組 み 事 項	第 3 次 以 降 での 検 討 事 項
<p>第 2 章 情報共有</p> <p>第 1 節 情報共有の原則 (情報共有)</p> <p>第 4 条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第 5 条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。</p> <p>2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。</p> <p>3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定めます。</p> <p>第 2 節 情報共有の基本的事項 (説明責任)</p> <p>第 6 条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。</p> <p>2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。</p> <p>(町民の意見等への取扱い)</p> <p>第 7 条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。</p> <p>2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。</p> <p>(選挙)</p> <p>第 8 条 町長及び町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。</p> <p>第 3 章 町民参加 (町政参加の推進)</p> <p>第 9 条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。</p>	<p>○会議公開の原則 委員会及び協議会の公開原則</p> <p>○議会広報 ○会議の公開(報道通知) ○本会議のインターネット放映 ○会議録の公開 (図書館、ホームページ) ○議会ホームページの充実</p> <p>○議会報告会 ○議員の出前トーク ○議会懇談会</p> <p>○請願、陳情の参考人招致 ○参考人制度 ○ファイリングシステム</p> <p>○参考人制度 ○各種の団体との懇談会</p>	<p>○議長交際費の公表 ○ホームページの全面改訂 ○積極的公開の拡大 ○議会年報の作成・公開</p> <p>○広報広聴常任委員会の設置 ○各種団体等との懇談 ○公共施設、コンビニ等における議会日程の掲示</p> <p>○町民による政策提案の検討 ○議会モニター制度</p> <p>○マニフェスト ○立会演説会 ○選挙広報</p> <p>○公聴会の取組み ○メールマガジン ○議会メール書簡</p>

<p>(参加機会の保障)</p> <p>第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。</p> <p>2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。</p> <p>第5章 議会</p> <p>第1節 議会の基本事項 (議会の役割と責務)</p> <p>第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町的意思を決定する役割を有します。</p> <p>2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。</p> <p>(議会の権限)</p> <p>第16条 議会は、条例の制定、改正及び廃止などの立法の権限を有します。</p> <p>2 議会は、予算、決算、財産及び政策執行等に関する意思決定の権限を有します。</p> <p>3 議会は、執行機関に対する調査及び監査請求などの監視の権限を有します。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。</p> <p>2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。</p> <p>3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第18条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。</p> <p>第2節 議会運営 (議会の会議)</p> <p>第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視及び積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。</p> <p>2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。</p> <p>3 議長及び委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問及び意見を述べさせることができます。</p> <p>4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。</p> <p>(議会活動の充実)</p> <p>第20条 議会は、調査権の行使及び町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。</p> <p>2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。</p> <p>3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。</p> <p>(議員等の能力向上)</p> <p>第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力及び審議能力を高めるための研修を充実します。</p> <p>2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実に図るための情報及び資料を整備します。</p> <p>3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。</p>	<p>○移動常任委員会終了後の懇談</p> <p>○陳情審査後の傍聴者との懇談</p> <p>○会派制の採用</p> <p>○第1次、第2次議会改革</p> <p>○チェック機能</p> <p>○立法権・調査権</p> <p>○資質の向上(自己研鑽)</p> <p>○倫理条例</p> <p>○議員定数の検討</p> <p>○議員定数の削減 定数16名</p> <p>○常任委員会、特別委員会の設置</p> <p>○移動常任委員会</p> <p>○広報広聴常任委員会の設置</p> <p>○反問権</p> <p>○委員会条例改正(原則公開)</p> <p>○傍聴規則の見直し</p> <p>○委員会傍聴規則の制定</p> <p>○政策形成過程への議会の関与 (所管事務調査の充実)</p> <p>○代表・一般質問の活発化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式の採用 ・対面式質問席 <p>○閉会中の所管事務調査</p> <p>○通年議会の試行</p> <p>○近隣市町共同型研修</p> <p>○会議録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の全文記録 <p>○市町村合併調査研究会 (議員会による設置)</p>	<p>○e-mail 政策提案の受入れ</p> <p>○町民の声を聞く機会の拡充</p> <p>○議案に対する賛否の公表</p> <p>○第3次議会改革(H20～24)</p> <p>○議決事項の追加事項の検討 地方自治法第96条第2項</p> <p>○倫理条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自浄規定、制裁規定 <p>○議員出席簿の公開</p> <p>○議員定数の継続的な議論</p> <p>○合議制機関の意味</p> <p>○自由討議の方法・あり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 質疑→自由討論→討論→採決 <p>○定例会後の議運での反省会</p> <p>○会議の審議資料の配布</p> <p>○代表・一般質問のあり方 試行から正式条例規定</p> <p>○通年議会の実施</p> <p>○議会研修のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会、議員会、会派、議員 <p>○住民参加型研修</p> <p>○政策研究のための特別委員会 の設置検討</p>
--	--	---

7. 議員定数削減（平成19年度）

白老町議会は、任期満了に伴う選挙（平成19年10月）から議員定数を20名から16名とした。議員定数の議論は、第2次改革の項目に掲げ、町民参加により慎重に審議するとしていたことから、町内7箇所において「議会報告会」を開催し、これまで行ってきた議会改革の報告と併せて、町民が抱えている議員定数についての思いを聞いた。

町民の意見は二分しており、議員を減らせという声と、議会本来の機能であるチェック機能の低下を危惧する声があったが、最終的に議会の意思として、定数を4名減じることとした。定数削減するにあたっては、議会活動を十分に担保するため、①議会のチェック機能を確保する仕組み、②議会の意思と住民の意思が乖離しない仕組み、③議員の資質向上を図る仕組み等を検討した。その議論の結果、第3次議会改革期に向けて、大きく二つの取り組みを採用する。



（1）議会広聴の充実強化

一つには「広報広聴常任委員会」を設置することであり、議会が町民に対する広聴活動に責任を持つという姿勢である。議会運営と住民の意思との乖離は、様々な論説でも語られているように、住民に対する広聴や住民参加を重要視せず、議員の個々の活動に委ね、議会本来の機能として考えて来なかったという一面がある。

今、行政は、情報公開・住民参加・行政評価など、積極的に町民の意見を聞く努力をしており、それが制度として取り組みが進むほど、町民は議会を頼らなくなる。町民は、議員に対して政策決定を白紙委任したわけではない。町民の意思と乖離しない議会運営を図るため、第3次議会改革では、議会報告会・懇談会の定期開催、分科会活動による各種団体との懇談実施など、常任委員会の活動として様々な議会広聴の充実を図ることとした。

※ 定数削減に伴う常任委員会のあり方

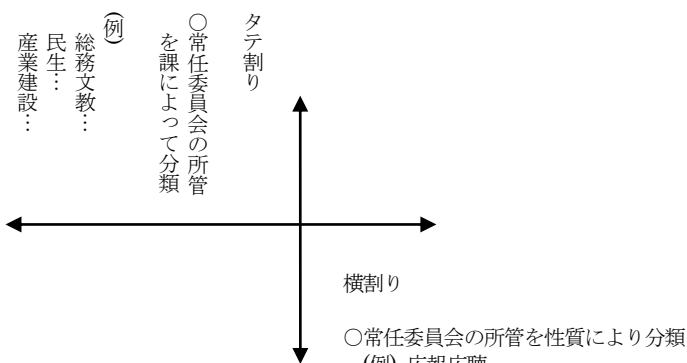
1. 常任委員会の名称、定数及び所管

(1) タテ割りの常任委員会

- ① 総務文教常任委員会 8名
 - ㊦ 行財政対策室、総務課、税務課、経営企画課及び出納課に関する事項
 - ㊧ 教育委員会に関する事項
 - ㊨ 選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項
 - ㊩ 消防本部の所管に関する事項
 - ㊪ 他の委員会の所管に属さない事項
- ② 産業厚生常任委員会 8名
 - ㊦ 町民課、生活環境課、健康福祉課、産業経済課、水産港湾課、建設課及び上下水道課に関する事項
 - ㊧ 病院の所管に関する事項
 - ㊨ 農業委員会の所管に関する事項

(2) ヨコ割りの常任委員会

- ① 広報広聴常任委員会 15名
 - ㊦ 議会広報の編集、発行に関する事項
 - ㊧ 議会広聴の実施に関する事項
 - ㊨ 議会広報広聴の調査・研究に関する事項

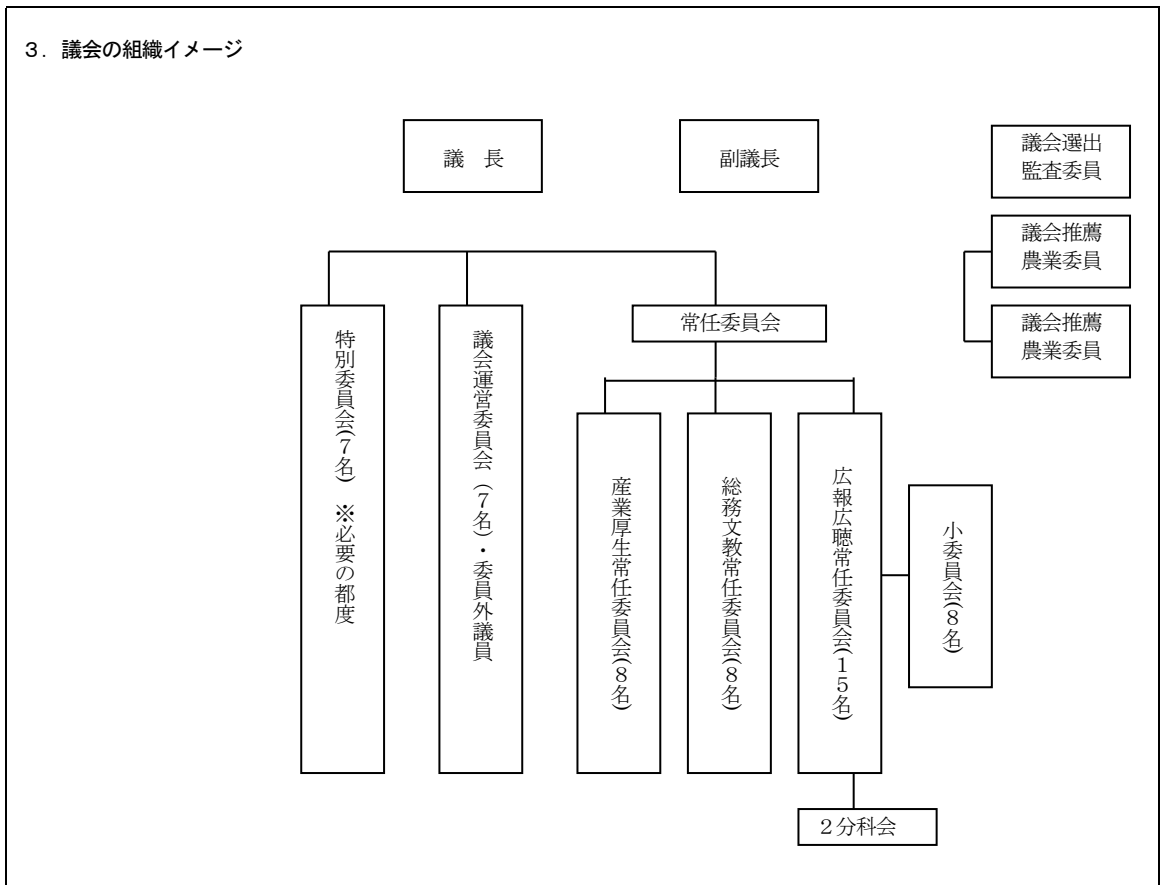


2. 広報広聴常任委員会の運営方法

- (1) 全員により対応する広聴活動
 - ① 議会報告会、町民懇談会 など
 - ② 議員の出前トーク
- (2) 分科会を設置して行う広聴活動 ～ 2分科会（主査・副主査を指名）
 - ① 他常任委員会の所管に関わる各種の団体等の意見交換会
- (3) 小委員会を設置して行う広報・広聴活動 ～ 8名
 - ① 議会広報の編集・発行
 - ② 議会報告会、町民懇談会の企画・運営
 - ③ 広報・広聴の調査・研究に関する事項

※ 小委員会の役割 ～ 広報広聴常任委員会の中心的活動の役割を担う。
 ※ 常任委員長及び副委員長は、正副小委員長を兼ねる

3. 議会の組織イメージ



(2) 「通年議会」制の導入

二つには「通年議会」による議会の活動能力の確保である。白老町議会は、第一次改革の取り組みから委員会の所管事務調査による政策形成過程における議会の関与が重要であるとして、移動常任委員会を結び付けてチェック機能を果たしてきた。

現在、議会の招集権は首長にあり、年4回定例会を招集し議会を開くことが通例であり、議会が主導的に議会を開く仕組みになっていない。定例会の開催は、平成16年の地方自治法改正により回数制限が撤廃され、自治体が任意に議会のあり方を決めることができるようになった。

白老町議会は、議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くし、議会が主導的・機動的に活動できる制度によりチェック機能のより充実強化を図るものであり、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会が開けることが重要としたところである。

※ 通年議会に関する条例（定例会を年1回に改正）

○白老町議会の定例会の回数を定める条例

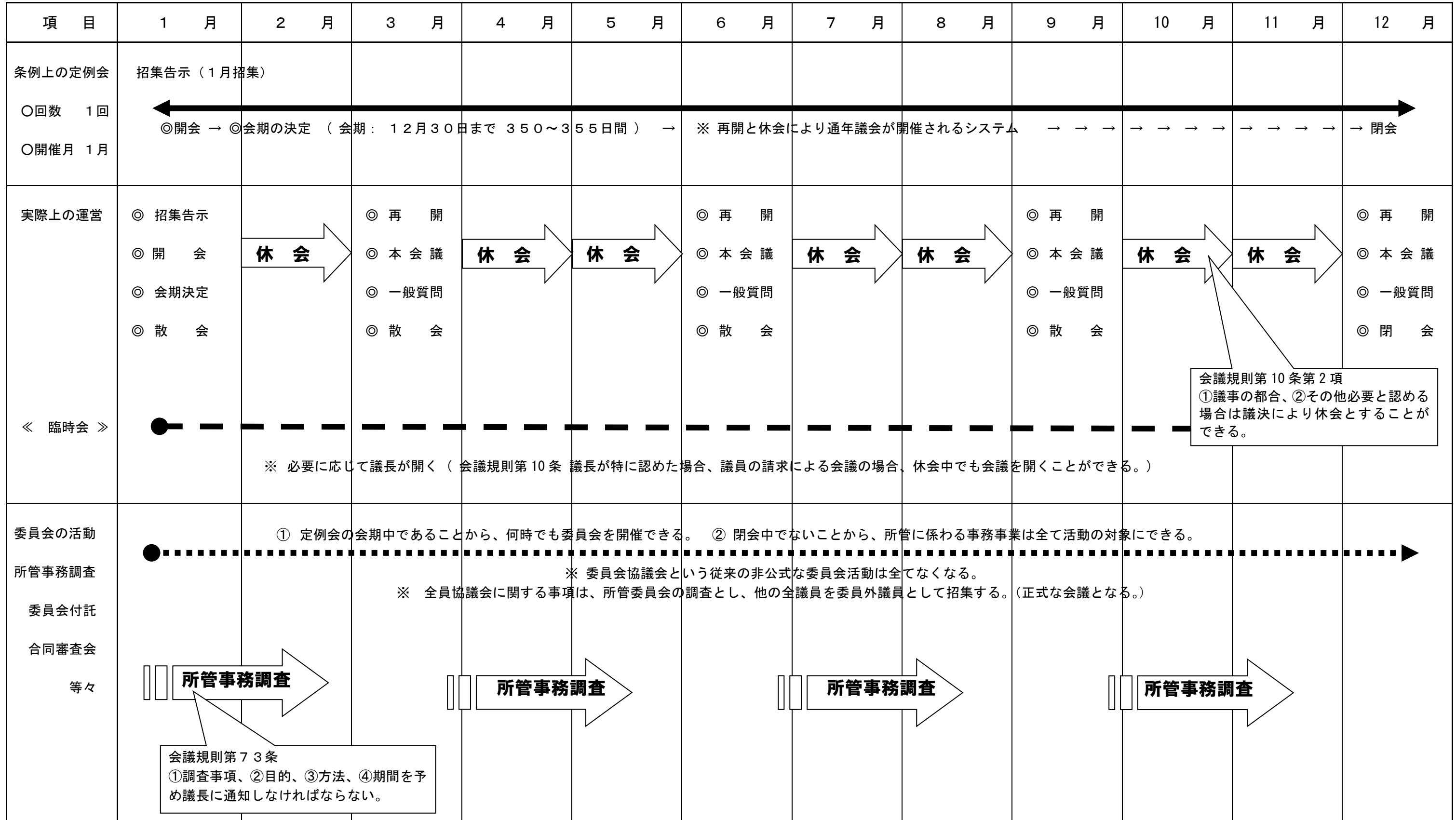
平成20年5月26日 条例第20号

白老町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

白老町議会・通年議会のイメージ図



会議規則第10条第2項
 ①議事の都合、②その他必要と認める場合は議決により休会とすることができる。

※ 通年議会に関する招集規則・実施要綱

○白老町議会定例会の招集に関する規則

平成20年6月1日 規則第17号

白老町議会の定例会は、毎年1月にこれを招集する。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月及び11月並びに議会の解散があつた場合は、1月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月に招集する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 定例会の招集は、平成20年に限り3月及び6月にこれを招集する。

○白老町議会通年議会実施要綱

平成20年5月29日 議会訓令第2号

(総 則)

第1条 この要綱は、議会の監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回、その会期を通年とする通年議会を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(会 期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、1月から9月及び11月から12月までとし、議会の解散があつた場合の会期は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本 会 議)

第3条 本会議は、3月、6月、9月及び12月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して平成〇〇年白老町議会定例会〇月会議とする。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書案及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

2 町長提出議案等は、定例月及び本会議を再開する月ごとに議案の種別により一連の番号を付けるものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、定例月及び本会議を再開する月ごとに一連の番号を付けるものとする。

(代表質問及び一般質問)

第7条 代表質問は、定例月の3月において行うものとし、一般質問は、定例月ごとに行う。ただし、議員の任期満了の年及び議会の解散に伴う一般選挙があつた場合は、この限りでない。

(一事不再議)

第8条 白老町議会議事規則（昭和62年議会議事規則第1号）第15条の規定については、定例月に再開する本会議の都度、事情変更の原則を適用するものとする。

(所管事務調査の通知)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査の必要がある場合は、この限りでない。

2 所管事務調査の項目は、定例月に再開する本会議の審議期間最終日に議事堂で配布する。ただし、災害など緊急に調査の必要がある場合は、その都度通知する。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開する月ごとに調製するものとする。

(その他)

第11条 この本要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、事前に町長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

※ 通年議会の実施に伴う議会運営基準の改正（平成20年2月18日追加）

第5章 議 事

第1節 説明員

2 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則として これらの者から委任又は囑託を受けた課長職以上の者であつて必要最小限の人員とし、議長に通知のあつた者とする。（平成20年2月18日一部改正）

3 議会が提出する議案（会議案、意見書案、委員会報告など）の審議のみを行う本会議には、説明員の出席を求めない。（平成20年2月18日追加）

4 町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了したときに議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議会提案の審議を行う。（平成20年2月18日追加）

※ 通年議会の実施に伴う地方自治法第180条専決処分の委任

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。
- (2) 議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が400万円を超える場合にあっては、400万円以内）で変更すること。
- (3) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- (7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。

8. 第3次白老町議会改革の主な取り組み（平成20年度～平成24年度）

議会運営委員会は、平成20年定例会6月会議において、「町民に開かれた議会」、「町民に親しまれる議会」、「議員の政策能力向上」、「議員の倫理」、「会議の運営」を柱とした6項目・16件の第3次議会改革に取り組むことを委員会報告した。

第3次の改革内容は、議会が自ら策定した自治基本条例（議会条項）の理念を最大限反映させ、議員定数削減に伴って議論した仕組みを盛り込んだものである。

白老町議会は、第1次から今日まで、議会のあるべき姿として議会改革を着実に推進してきた。しかし、議会は、4年に一度の選挙により議員の構成が変わり、その時々議会構成によっては、議会改革は必ずしも保障された制度ではない。10年に及ぶ改革によって、議会と町民との有効な信頼関係を保つ仕組みを作り上げてきた。これらを努力目標としてとらえるのではなく、議会構成が変わったとしても着実に推進できるルールとして制度設計が必要となっている。

全国の議会においては、分権時代にふさわしい議会運営を目指して様々な議会改革の取り組みがされており、議会改革を「議会の制度」として定着させる動きが起こっている。

今後において推進する第3次改革では、白老町議会の条例・規則体系を全面的に見直し、第1次から第3次までの改革項目を条例・規則の体系に組み込み制度化することが大きな作業である。



平成20年6月19日

白老町議会
議長 堀 部 登志雄 様

議会運営委員会
委員長 山 本 浩 平

所管事務調査の結果報告について

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

- 1 調査事項 議会改革に関する事項（第3次議会改革の取り組みについて）
- 2 調査の方法 事務調査
- 3 調査日程 平成20年1月21日（月）
2月 8日（金）・18日（月）・25日（月）
3月 4日（月）・11日（火）
4月 2日（水）・9日（水）・17日（木）・30日（水）
5月15日（木）・23日（金）
6月 6日（金）・13日（金）
- 4 出席委員
委員長 山 本 浩 平 副委員長 大 淵 紀 夫
委員 近 藤 守 委員 及 川 保
" 氏 家 裕 治 " 土 屋 か づ よ
" 西 田 祐 子 議 長 堀 部 登 志 雄
" 玉 井 昭 一 （平成20年1月28日委員辞任）
" 熊 谷 雅 史 （平成20年1月28日委員辞任）
委員外議員 吉 田 和 子 委員外議員 前 田 博 之
" 熊 谷 雅 史
- 5 職務のために出席した者の職・氏名
局 長 上 坊 寺 博 之 主 幹 森 隆 治
書 記 小 山 内 恵
書 記 久 末 雅 通 （平成20年4月1日 人事異動により配置換え）

6 調査結果及び意見

本委員会は、平成19年第4回定例会において、第2次白老町議会改革の検証を委員会報告し、併せて議会の関連条項を盛り込んだ白老町自治基本条例を制定したところであり、同条例第15条（議会の役割と責務）では、「議会は、情報共有と住民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。」と定めていることから、更なる改革に向けて検討を行ってきたところであり、同条例の理念を十分に反映させる第3次白老町議会改革の取り組みに着手するものである。

(1) 議会改革の経過について

白老町議会は、平成9年に議会改革に関する調査委員会を設置し、自らの権能により「議会の活性化と町民に親しまれる議会づくり」を目標に、10年余りの期間において不断の議会改革に議員一丸となって取り組んできた。

議会改革は、平成10年度からの「第1次議会改革」及び平成14年度からの「第2次議会改革」に区分され、改革の主な取り組みは、「議員の政策能力の向上」と「町民に親しまれる議会づくり」などを目指し様々な活動を行ってきたところである。

(2) 改革の基本的な考え方

議会の活性化に特段の決め手はないと言われているが、私ども議員は、町民に対する役割・責任を果すための議会づくりを目指すため、町民から信託を受けたとの強い認識を持ち、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、町民に開かれた議会のあり方、議会と町民参加、議員の資質向上など議会制度の改革を積極的に議論していかなければならない時代であることを議員一人ひとりが自覚するものである。

改革にあたっては、特に、議会活動が積極的に公開され、また、議会に町民の声が活発に届けられるような議会と町民の関係を構築していくことを念頭におき、本町が抱える財政事情も十分考慮し議会改革に取り組むこととする。

(3) 改革項目のルール化（条例・規則化）

全国の議会においては、分権時代にふさわしい議会運営を目指して様々な議会改革の取り組みがされている。

平成14年に神奈川県横須賀市は、議会条例と委員会規則を新たに制定し、本会議の運営と委員会の運営を体系付けた条例・規則の整備がされたのを初めとして、平成18年に栗山町議会から発信された議会基本条例が元で、各地で同様の条例が制定される動きがあり、議会改革を「議会の制度」として定着させる動きが起こっている。

白老町議会は、第1次及び第2次の議会改革項目において、町民の関係で有効に役割を果してきた活性化の手法もあり、第3次議会改革の項目と併せて改革の期間内においてルール化（条例・規則化）の検討を行い順次整備を行う。

(4) 改革の計画期間

第3次議会改革の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

なお、計画期間中に再検討や状況の変化等により、即応を要する場合は、その都度、議長及び議会運営委員会において検討することとする。

(5) 改革の項目

第3次議会改革の項目は、白老町自治基本条例（平成18年条例第30号）の議会に関する条項を基に別紙1・別紙2（体系）のとおりとする。

1. 町民に開かれた議会	2項目
2. 町民に親しまれる議会	4項目
3. 議員の政策能力向上	3項目
4. 議員の倫理	2項目
5. 会議の運営	4項目
6. 議員定数等	1項目

(6) 第1次及び第2次議会改革項目の継続的な取り組み

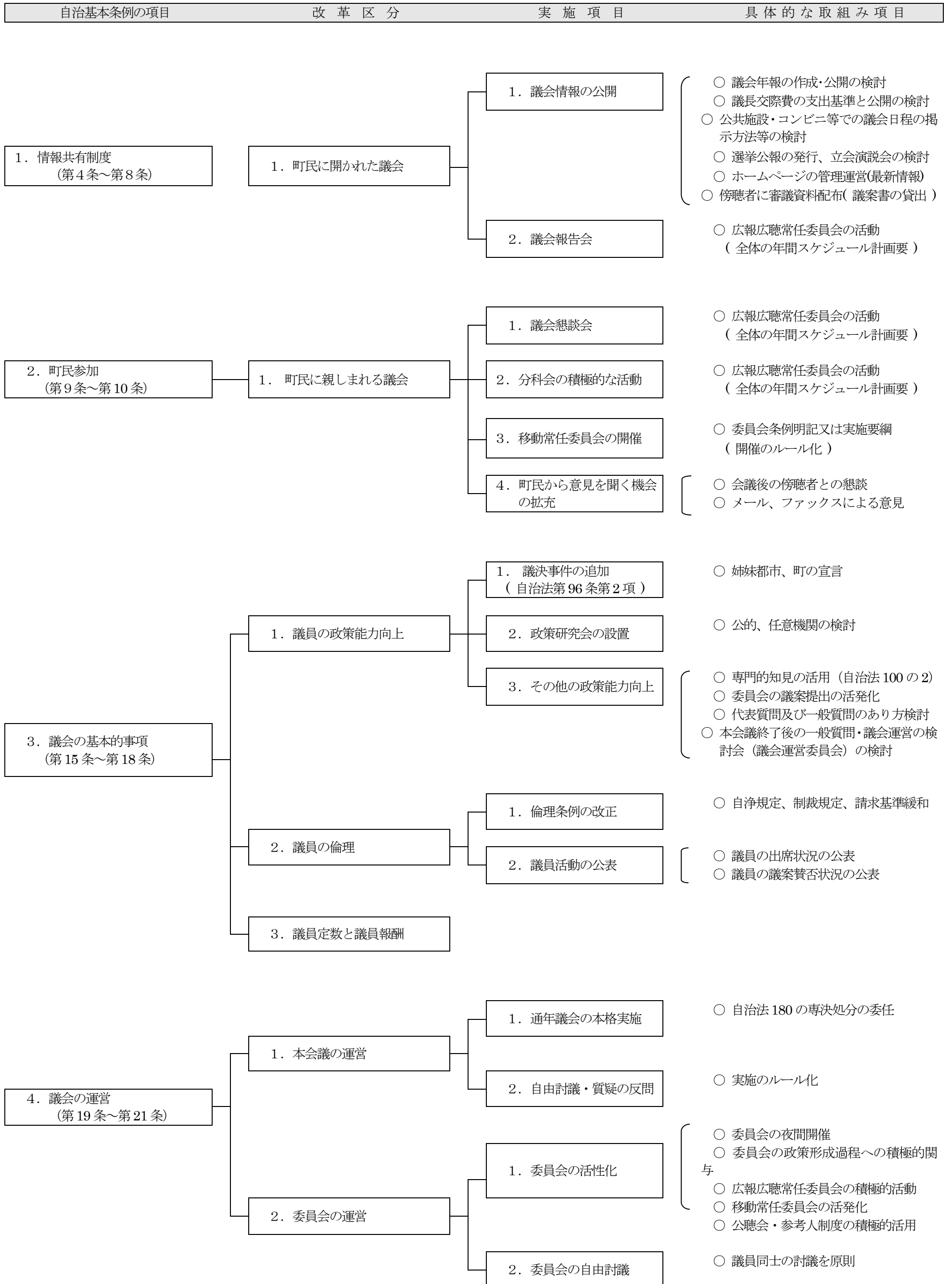
第1次及び第2次議会改革（平成10年度から平成18年度）において改革してきた項目については、更なる充実を目指し、「第3次議会改革」の計画期間においても引き続き積極的に取り組んでいくこととした。

別紙1 第3次白老町議会改革の取り組み

改革項目		改革の内容	
町民に開かれた議会	議会情報の公開	情報公開における実施機関として、平成12年1月条例の施行以来、様々な情報公開を行ってきたところである。自治基本条例の制定を受けて、協働の3本柱である情報共有・住民参加・町民活動の推進を今後においても積極的に調査研究し情報の発信を行う。	
	議会報告会の開催	まちづくりの政策の決定過程において、議決機関である議会がどのように運営し、議員がどのように判断したかなどについて、議会の説明責任として報告会を開催する。	
町民に親しまれる議会	議会懇談会の実施	議会と住民の意思が乖離せず、常に住民の思いを感じる議員活動を推進するために、町民からの意見・要望等を拝聴する懇談会を全町において開催する。	
	積極的な広報広聴活動	広報広聴常任委員会の機能を十分発揮させ、信託を受けた町民に対する広聴活動を推進するため、町内の各団体と懇談を行う分科会活動を始めたこととした広報広聴の機能充実を図る。	
	委員会の地域別開催（移動常任委員会）	国、北海道や町の新たな制度で町民に影響のあるもの又は地域課題を包括している審査又は調査をする場合、各地域に向いて委員会を開催し、傍聴による審議過程を積極的に提供するルール作りを行い議会への関心・親しみを促す。	
	町民から意見を聞く機会の拡充	委員会終了後において、傍聴者との意見懇談を積極的に行い、調査又は審査に反映させるなど、町民が議会に対して意見・要望等が気軽に提案できる環境を整えるための調査研究を行う。	
議員の政策能力向上	議決事件の追加（自治法第96条第2項）	議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるため、首長との関係で制約されてきた議決権について、町との真摯な協議により追加を検討する。	
	政策研究会の設置	町政の課題に関する調査・研究のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する政策研究会を設置する。	
	政策能力の向上	議員の政策能力向上及び委員会の条例提案の活性化を図るため、専門的知見の活用を図り、代表・一般質問のあり方及び本会議後の検討会等の実施を検討する。	
議員の倫理	倫理条例の改正	町民から信託を受けた議員のモラル向上や住民の信頼を果すため、議会の自浄作用、町民請求の緩和、兼業等規定等の見直しを行ない、平成11年に制定した倫理条例を改正する。	
	議員活動の公表	住民から信託された議員として議会の活動状況（出席状況、議案の賛否状況等）を公表する。	
会議の運営	本会議	通年議会の実施	議会に求められている役割・機能の更なる充実・強化を図るため、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を1年間とする「通年議会」を実施する。
		自由討議・反問	議案に対する賛否を開陳し合い、住民サービスの向上を判断し、議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行う。また、質問の活性化を図るため、説明員が行う反問のルール化を図る。
	委員会	委員会の活発化	委員会活動を活発化させるため、委員会の夜間開催、移動委員会の運営、政策形成過程への関与及び参考人等の活用などのルール化を検討する。
		自由討議の原則	委員会の審査又は調査は、町からの説明を最小限とし、委員相互間の自由討議を中心に運営する。
議員定数等	議員定数と議員報酬	議会を取り巻く環境は、行財政改革の取り組みや地方分権が推進する中で、新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指す。議員は、多様化する社会において多くの町民意思を反映し役割を果たすことが必要であり、いかなる議員定数及び議員報酬が白老町にとって適切であるか改革期間内において引き続き検討する。	

第3次白老町議会改革(体系)

別紙2(体系)



9. 第4次白老町議会改革の主な取り組み（平成29年度～令和元年度）

議会運営委員会は、平成29年5月から第4次議会改革について、所管事務調査を開始し、3項目12件の改革項目の取り組みを進めてきた。その結果を令和元年第1回定例会6月会議で報告した。

(1) 第4次議会改革にあたって

第4次議会改革の取り組みに向けて、まず、各会派から議会改革の是非とその課題・方法について意見集約を行い、改革項目を選定したうえで、課題と現状を把握するとともに、「第4次議会改革に向けて」において基本方針をまとめた。検討過程においては、先進地の先行事例などを収集・調査し、町の現状に合致する方策を提案し、執行機関が関わる改革項目については執行機関に対して改善依頼などの協議を重ねてきた。

(2) 第4次議会改革の基本方針

白老町議会は、これまでの長年にわたる議会改革の経験を活かし、これまで取り組んできた改革項目についても、充実改善を図る観点から引き続き取り組んでいくことを前提に、今日的な議会制度の改革に取り組むこととした。

議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、二元代表の一翼を担う合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割としての町民生活を豊かにする政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争に積極的に関わることが求められる。

第4次議会改革の計画期間は、平成29年度から31年度の3か年とし、計画期間中に再検討や状況変化等により即応する場合は、その都度、議長及び議会運営委員会において検討することとした。

取り組み項目としては、分野別に、①議会の役割（5項目）、②開かれた議会（3項目）、③議会・議員力の向上（4項目）であり、それを取り組み順に、第1弾 監視機能の充実、第2弾 政策形成機能の充実、第3弾 議員処遇の改善、第4弾 機関機能の充実 に分けて進めることとした。

【取り組み内容】

(1) 改革項目の検討（論点・経過・結果）について

4段階に分けた12の改革項目について、論点整理を行い、取り組んだ経過と結果は、別紙の一覧表のとおりであり、おおむね着実に改善を推進したものと判断するところであるが、一部の項目については、引き続き検討を要することから継続が必要である。

①第1弾 監視機能の充実

議会の役割と議会運営の改善を図り、監視機能を充実するため、代表質問の方式や反問権の明確化、一般質問の除外規定の明確化などの運用に取り組むこととした。

ア 代表質問

代表質問は一括質問一括答弁方式により、3回の回数制限で実施されているが、一括で行うことで内容が拡散し、争点化が難しく、議論の流れや理解が難解になるなどの指摘から、分割質問方式や一問一答方式、または、質問方式の選択制などを検討し改善することとした。

結果、代表質問の対象を執行方針や政治姿勢に明確化して、質問答弁を大項目ごとの分割方式に変更することで、町民等に理解しやすくするよう努めることとした。平成30年7月13日白老町議会運営基準の一部改正で第6章第2節に2項を追加した。

なお、質問時間の制限は設けずに、従来の3回以内の回数制限とした。

イ 反問権

反問権は、その対象範囲や質問時間の参入か否かについて、明確化を図るために改善することとした。

白老町自治基本条例第19条第3項、白老町議会会議規則第58条及び白老町議会運営基準第4節に定める質問に対する反問について、5つの反問対象と反問の答弁は質問時間に含まない取扱いを定め、明確な運用を図ることとした。このことから、平成31年1月1日施行の白老町議会反問権に関する要綱を制定した。

ウ 一般質問の除外規定

一般質問の除外規定については、これまで申し合わせ事項として運用してきたが、常任委員会の所管事務調査事項と特別委員会審議中の事項について、成文化することにより明確な運用を図ることとした。

このことから、平成30年7月13日白老町議会運営基準の一部改正で第6章第2節に1項を追加した。

②第2弾 政策形成機能の充実

開かれた議会と広報広聴活動の充実により、議会の政策形成機能を充実するため、移動常任委員会の開催や分科会懇談会の活発化を図り、政策提言や条例提案の促進に取り組むこととした。

ア 移動常任委員会の開催

第1次議会改革の取り組みから始まった各委員会の地域別開催は、移動常任委員会として各地域に関連する陳情審査や所管事務調査を地域に出向いて実施し、委員会終了後に懇談会を開催し地元町民の意見を聴くなど議会への関心を促すために実施してきた。

移動常任委員会は、平成11年から開始し20年度まで継続したが、広報広聴常任委員会の設置後は、団体との懇談を分科会で行い、移動常任委員会の開催がなくなった。

このことについて検討を行った結果、地域に密接な審査や調査については必要・有効であり、移動常任委員会は制度として存続し、事案の準備段階で開催計画をしっかりと検討したうえで開催すべきとした。

イ 分科会懇談会の活発化

第3次議会改革の取り組みから始まった分科会懇談会の開催は、広報広聴常任委員会の機能を十分発揮させ、議会活動に活かせる広聴活動を推進するため、町内の団体と懇談を行うこととして実施してきた。

分科会懇談会を活発化するためには、広聴活動の重要性、分科会の位置づけや各常任委員会との連携を深めることなどを検討した結果、常任委員会の組織体制の改編や年間計画をたてて活動を推進すべきとした。

ウ 議会・常任委員会の条例提案と政策提言

これまでの議会改革項目では、議員の政策能力の向上を中心に取り組みを進めてきたが、今回は委員会の条例提案や政策提言の強化について検討した。そこで議会の政策形成の役割と意義を踏まえ、通年議会を導入している議会としての利点を活かした年間テーマの設定による調査・研究で政策形成の充実を図ることとした。このことから、テーマ型の議会懇談会を開催し、広聴活動から政策提言を試みることや各委員会が年間活動計画を策定して目的に合致した活動を展開してきた。これらの過程を踏まえたうえで必要に応じた提案・提言につなぐべきであり、各委員会において年間計画を策定し、それを基本に活動を推進、充実を図ることとした。

③第3弾 議員処遇の充実

地方議会の役割や議会・議員力の向上を図るため、議員のなり手不足対策や議員の自己改革を推進する、定数と報酬、報酬基準の確立、身分・社会保障の充実、活動しやすい環境づくりに取り組むこととした。

ア 定数と報酬

議員定数は、22人から平成10年に2人減の20人に、さらに、平成19年は16人に、平成23年は15人に、平成26年は14人に減員してきた。その間の常任委員会体制は、昭和61年まで4常任委員会、平

成 18 年まで 3 常任委員会、そして平成 19 年に 2 常任委員会としたが、常任委員会の複数就任制が採用されたことから、広報広聴常任委員会を設置して議長を除く全員を構成員とする 3 常任委員会体制となって現在に至っている。

一般的には、1 常任委員会の構成は 7 人から 8 人が適当とされていることを鑑みると 14 人体制では単独で 2 常任委員会が望ましく、定数の適正化は、それぞれのメリットとデメリットを勘案し状況に合わせていく必要がある。

また、報酬については、平成 13 年以降の報酬額改正は行っていないが、平成 14 年から自主削減を継続している。現在の報酬が議員活動に対する対価として適当なのか、増額の必要性があっても財政状況や町民感情を勘案すると現時点では難しいとの状況が続いてきた。

今回の改革事項については、改選時期の 1 年前までに結論を導く予定としていたが、結論に至らず現状のままとなった。

イ 報酬基準の確立

高知県大川村議会から端を発した議員のなり手不足対策として、報酬基準の明確化を取り上げ、議会活動の実績分析や他自治体議会の事例調査などにより、議員報酬の基準について検討することとした。

議員のなり手不足問題は、全国的な事象として国や全国町村議会議長会等でも調査対象となった。今回の統一地方選挙において道内では 4 町で定数に満たない議会が発生した。

本町において、定数割れになるかは不明であるが、議会としても議員処遇の充実が必要であり、さまざまな環境や制度が影響していることから、今回は検討不十分として、結論に至らず現状のままとなった。

ウ 身分・社会保障の充実

議員処遇の充実を図るため、また、議員のなり手不足対策を検討するため、議員の身分保障、社会保障の対策を検討することとした。

身分保障対策として兼業、兼職について、社会保障対策として公務災害、共済、年金などの制度について、さらに、休暇や欠席について検討したが、制度の現状確認や関係機関との関係など範囲が広大であることから、具体的な改善としては、平成 30 年 12 月 18 日白老町議会議規則第 2 条及び白老町委員会規則第 2 条の改正において、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産のための欠席届の規定を追加した。

エ 活動しやすい環境づくり

議員力の向上や議員の自己改革を促進し、活動しやすい環境づくりを図るため、夜間・休日議会の検討や議員研修・調査活動のしくみなどを検討することとした。

平成 11 年 7 月から夜間議会を開始したが、平成 15 年から議会中継を開始すると夜間議会の傍聴者が減少したため、平成 22 年で開催を終えた。これらのことから現時点での夜間・休日議会は、開催することによる職員や費用の負担が指摘されるなど必要性や効果は少ないとの意見が出された。

また、議員研修を充実する観点から、年度予算の派遣研修の人数枠や行政視察等の政務活動旅費について、4 年間の任期内に全員が研修できる人数枠の確保や隔年としている政務活動旅費を毎年に戻すことで、充実を図ることが有効であるとの意見が出された。さらには、研修の計画的実施を図るため、政策研究会や議員会の研修も含め、派遣研修について議員の研修計画の策定による制度化に取り組むこととした。

④第 4 弾 機関機能の充実

議会の機関機能の充実を図り、自治基本条例による規範や議会の活性化、議会運営の改善を推進するため、通年議会の再検討、自由討議の活発化及び自治基本条例の検証と推進に取り組むこととした。

ア 通年議会の再検討

白老町議会は、全国に先駆けて平成 20 年 6 月から通年議会制度を施行した。これは、平成 16 年地方自治法第 102 条第 2 項の改正において、定例会の回数は、毎年、条例で定める回数を招集するとしたこ

とから、定例会の回数を1回と定めて通年議会制を運用してきた。その後、平成24年法改正により、第102条の2が追加され、条例により通年会期の選択制度が導入されたことで運用について再検討することとした。

結果は、通年議会制を導入して10年余りが経過したが、町民に身近な議会として、監視機能や政策形成機能等の充実に寄与しており継続すべきとし、地方自治法第102条の2の運用変更については、メリット・デメリットを勘案したうえで、次期に検討すべきとした。会派意見では町民周知や制度の簡略化など新制度に移行すべきとするものと早期に導入した趣旨にのっとり今まで通りとする意見があった。

イ 自由討議の活発化

自由討議については、白老町議会会議規則第46条及び白老町議会運営基準第7章第3節に規定があるが、第3次議会改革においても、本会議における議案に対する賛否を開陳しあい、住民サービスの向上を判断し、議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行うとして推進したが、事例はなく、実施の意義、方法、課題の再検討を行い、しくみづくりに取り組むこととした。

結果は、本会議における規定はあるが実施がない実態から、具体的な実施方法や運用について、引き続き実施に向けた調査・検討を行うことが必要であることから、次期においては視察等も踏まえたいうで、実施要綱などの仕組みづくりを期待する。

ウ 自治基本条例の検証と推進

自治制度の最高規範である白老町自治基本条例について、その尊重と実践を踏まえて、検証方法や定期的な見直しの必要性和、議会条項の実施と充実を促進することを課題に取り組むこととした。また、議会条項の検証とともに、議会基本条例の再検討も行うこととした。

結果は、5年ごとの見直し規定があり、検証は必要であるが、必要に応じて議論・推進すべきであり、特に議会条項については議会が責任をもち提案・必要等に沿った検討を行うべきとした。また、議会基本条例の検討については、制定趣旨は理解するが、白老町の自治基本条例策定過程や条項検討を踏まえると、現時点での議会基本条例の制定検討は必要なしとした。

【委員会意見・まとめ】

- ① 白老町議会では、平成10年から本格的に議会改革の歩みを始めて約20年が経過した。第4次として議会改革に取り組むか否かについては、会派検討から開始したが、その前段では、これまでの経験を踏まえると、検討から決定、実施、評価のサイクルを考慮し、従来5年間としていた改革期間は議員任期の4年間をサイクルとする必要があるとの意見が出された。
ただし、懸案で未解決である項目や任期切れによる申し送り事項なども明確にして引き継ぐ体制をとる方がよい。
- ② 議会改革は、長い歴史の中で培ってきた制度・環境の中で、現在そして未来に向けた期待に応えるため、これまでも主題としてきた「町民に開かれた議会、そして信頼される議会を目指して」の実現、実行であると再認識し、そのための制度や環境の改善に努力するとともに、新たな手法や制度に対応していくことで議会の役割を発揮していくことが求められている。
- ③ 白老町の自治制度の規範である自治基本条例に基づき、議事機関としての議会の機能や役割を果たしながら、長の執行機関である行政との二代表制のしくみにおいて、町民のための機関競争主義を果たしていくことが重要であり、そのための代表である議員の資質向上に努めなければならない。
- ④ 第4次議会改革においては、これまで実施してきた議会運営のしくみを具体的に改善する代表質問や反問権などの「監視機能の充実」、町民の意見を広く聴くことから議会の各組織が政策を計画的に検討できるしくみとしての「政策形成機能の充実」、議員のなり手不足などに対し、活動しやすい環境づくりを図る「議員処遇の充実」、さらには、規範や制度、運営を円滑化し活発化する「機関機能の充実」を改革項目としたが、十分に議論を尽くしきれなかった点もあることから、次期改選後の議会運営に活かし、早期に検討を行い、さらなる改善を図って、一步一步前進することを期待する。

第 4 次 議 会 改 革 項 目 (検 討 順) の ま と め

(平成 29 年度～平成 31 年度)

大項目	中項目	小項目	テーマ別	論 点	経 過 ・ 結 果
1 地方議会の役割	(2) 議会運営の改善	②代表質問●	第 1 弾 監視機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問の形式を一括質問一括答弁方式(3回)から一問一答方式(時間制限)に変更を検討。(分割質問方式もある。方式の選択制) 代表質問の対象(執行方針、政治姿勢等)や党派制の確認・検討 △代表質問の会派時間制限の導入検討(次期)。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問の対象を明確にし、質問答弁を分割方式に変更することにより、町民等に理解しやすくするように努める。 白老町議会運営基準の一部改正(第6章第2節に2項を追加)(平成30年7月13日改正)
1 地方議会の役割	(2) 議会運営の改善	③反問権●		<ul style="list-style-type: none"> 反問権の明確化(趣旨確認に限定、制限時間に参入是非) 反問権の行使について明文化 	<ul style="list-style-type: none"> 白老町自治基本条例第19条第3項、白老町議会会議規則第58条及び白老町議会運営基準第4節に定める質問に対する反問について対象及び時間の取扱いを定めることにより、明確な運用を図る。 白老町議会反問権に関する要綱を制定(平成31年1月1日施行)
		※一般質問の除外規定		<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の所管事務調査事項 特別委員会の審議中の事項 	<ul style="list-style-type: none"> これまで申し合わせ事項として運用してきた一般質問の除外規定を基準として成文化することにより、明確な運用を図る。 白老町議会運営基準の一部改正(第6章第2節に1項を追加)(平成30年7月13日改正)
2 開かれた議会	(4) 広報広聴活動の活発化	⑦移動常任委員会の開催●	第 2 弾 政策形成機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 移動常任委員会は、平成11年から開始、20年度まで継続したが、広報広聴常任委員会設置後は、団体との懇談を分科会で行い、移動常任委員会の開催がなくなった。 移動常任委員会のあり方(目的、対象、地域性など) 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会年間計画の作成(平成30年6月7日) 移動常任委員会の予定なし(※テーマにより必要)
2 開かれた議会	(4) 広報広聴活動の活発化	⑧分科会懇談会の活発化●		<ul style="list-style-type: none"> 分科会懇談会のあり方(目的、テーマ、団体、まとめなど) 分科会の課題、方法の充実策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会年間計画の作成(平成30年6月7日) 広報広聴分科会や懇談会の充実・改善(継続検討)
3 議会・議員力の向上	(5) 政策・条例提案	⑨議会・常任委員会の条例策定・政策提言●		<ul style="list-style-type: none"> 委員会の条例策定・政策提言の強化 議会(各組織による)の政策形成の役割と意義 1年間を通したテーマ設定による調査・研究で政策形成につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会年間計画の作成(平成30年6月7日) 年間を通した広聴・懇談→視察・調査→報告・提言の一環計画
1 地方議会の役割	(2) 議会運営の改善	⑤定数と報酬●	第 3 弾 議員処遇の充実	<ul style="list-style-type: none"> 定数の削減は、H11(22→20)、H19(20→16)、H23(16→15)、H27(15→14)の改正経緯。 報酬は、H13以降の改正はないが、H14から自主削減を継続。 議員のなり手不足との連動 	<ul style="list-style-type: none"> 定数は変えない【合意済み】(平成30年11月2日) 報酬は増額の必要はあるが現時点ではできない
3 議会・議員力の向上	(6) 成り手不足対策	⑩報酬基準の確立○		<ul style="list-style-type: none"> 議員のなり手不足対策としての基準の確立 活動実績分析による検討、他自治体の事例調査 	<ul style="list-style-type: none"> 案件が山積している現状では検討は難しい 改選の1年前に結論を提示することはできない(次期)
3 議会・議員力の向上	(6) 成り手不足対策	⑪身分、社会保障の充実○		<ul style="list-style-type: none"> 身分保障の対策検討(兼業、兼職) 社会保障の対策検討(公務災害、共済、年金) 休暇、欠席の対策検討(産休、育児休暇、業務休暇) 	<ul style="list-style-type: none"> 欠席等の届出(出産の届出規定を追加) 議会会議規則第2条の改正(平成30年12月18日) 議会委員会規則第2条の改正(平成30年12月18日)
3 議会・議員力の向上	(7) 議員の自己改革	⑫活動しやすい環境づくり○		<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日議会の検討 研修、調査、研究活動の環境やしぐみ 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の通年議会では夜間・休日議会の必要性は少ない 環境やしぐみについて継続検討 研修計画に基づく派遣研修や政策研究会、議員会研修の充実
1 地方議会の役割	(1) 機関競争主義の活性化	①通年議会の再検討●	第 4 弾 機関機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 本町は、平成20年6月から通年議会制(自治法第102条「回数」)を施行したが、24年の自治法改正で第102条の2(通年議会)が追加されたことによる改正検討。・通年議会制の検証と再検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 通年議会は全国初の導入と実績から継続すべき 自治法第102条の2への移行はメリット・デメリットを勘案し、次期に検討すべき
1 地方議会の役割	(2) 議会運営の改善	④自由討議●		<ul style="list-style-type: none"> 導入の意義、方法、課題の再検討 視察調査の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議の自由討議は実施すべきであり、規定はあるが、運用や実施要綱について定め実施に向けた検討をすべき(次期)
2 開かれた議会	(3) 自治基本条例の尊重と実践	⑥自治基本条例の検証と推進○		<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の議会条項について、5年に1度ではなく、定期的に見直し点検を行う。 議会条項について、実施・充実を促進する。(基本条例の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 5年に1度の見直し規定はあるが、必要に応じて検討すべき 自治基本条例の議会条項の制定趣旨から、現時点では議会基本条例の制定検討は必要なし

※ 小項目欄の ●は、3次までの改革事項で検証や改善など再検討が必要なもの。 ○は、新規で改善を検討すべきもの。

10. 第5次白老町議会改革の主な取り組み（令和元年度～令和5年度）

議会運営委員会は、令和元年12月から第5次議会改革について、所管事務調査を開始し、5項目14件の改革項目の取り組みを開始した。その推進計画を令和2年定例会6月会議で報告した。

(1) 第5次議会改革にあたって

白老町議会は、平成10年度から議会改革に取り組み、議会機能の充実に図りながら、町民に開かれた議会づくりを推進してきた。このたびの第5次議会改革推進計画の策定にあたっては、令和元年12月から、改革に取り組む是非から検討を開始し、各党派からの意見や改革項目の提案を行った。

その結果、これまで取り組んできた改革項目についても、充実改善を図る観点から引き続き取り組んでいくことを前提に、状況に合わせた取組項目の点検を含めて今日的な議会制度の改革に取り組むこととした。

それらのことから、本委員会では第5次議会改革推進計画（以下、「推進計画」という。）の策定に至ったことから中間報告する。

(2) 第5次議会改革の基本方針

白老町議会は、これまでの長年にわたる議会改革の経験を活かし、議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、二元代表の一翼を担う合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割としての町民生活を豊かにする政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争に対して積極的に関わることが求められる。

第5次議会改革の計画期間は、令和2年度から5年度の4年間（任期期間）とし、計画期間中に再検討や状況変化等により即応する場合は、その都度、議長及び議会運営委員会において検討することとした。

改革項目としては、分野別に、(1)議事機能の強化（4項目）、(2)監視機能の強化（3項目）、(3)政策機能の強化（3項目）、(4)広報広聴機能の強化（3項目）の4分野13項目及び政策研究会を設置して、将来に備え人口減少が与える影響に対応する政策研究が必要であるとした。

推進計画の進め方は、1分野ごとに順に検討を行い、改革項目に対する制度設計や実施方法などを明確にしていくこととし、その概要は別紙のとおりである。

(3) 改革項目について

第5次議会改革は、4分野13項目の改革項目と政策研究である。

第1段 議事機能の強化（所管は議会運営委員会）

議会の役割と議事機能の強化を図るため検討する項目は4項目である。

- ①自由討議の活発化
- ②二元代表制の向上
- ③機関機能の検証
- ④議会基本条例の検討

第2段 監視機能の強化（所管は議会運営委員会）

議会の監視機能の強化を図るため検討する項目は3項目である。

- ⑤権限・権利等の積極的活用
- ⑥執行機関との情報共有の充実
- ⑦移動常任委員会の検討

第3段 政策機能の強化（所管は議会運営委員会）

議会の政策機能の強化を図るため検討する項目は3項目である。

- ⑧政策提言・提案の充実
- ⑨政策形成過程の充実
- ⑩政策論議の活発化

別段1 広報広聴機能の強化（所管は広報広聴常任委員会小委員会）

議会改革項目から広報広聴小員会で検討するのは、広報広聴機能の強化の3項目である。

- ⑪フェイスブックの導入
- ⑫議会懇談会・報告会のあり方
- ⑬出前トークの改善

別段2 人口減少に対応する政策研究（政策研究会）

議会改革項目の中から政策研究会を設置して検討する項目は「人口減少に対応する政策研究」である。

政策研究会は定員8名以内としているが、必要に応じて人数制限を撤廃し公募することとし、下記の政策研究テーマから選択して取り組むこととする。

- ㊦若者定住促進のための政策研究
- ㊧人口減少に対応していくための政策研究
- ㊨議員の成り手不足対策のための政策研究

【調査経過・まとめ】

第5次議会改革の計画は、令和5年3月をもって期間が満了したことから、その結果を令和5年9月会議に次のとおり報告した。

(1) 第5次議会改革に当たって

白老町議会は、平成10年から議会改革に取り組み、議会機能の充実を図りながら、町民に開かれた議会づくりを推進してきた。具体的には、全国初の通年議会制度の導入、広報広聴常任委員会の新設、自治基本条例による議会条項の制定などの制度改革をはじめ、一般質問の一问一答方式の採用、政策研究会の設置、議員倫理条例の制定など議員の規律や能力向上に努めてきた。

このたびの第5次議会改革においては、長年にわたる議会改革の経験を生かし、これまでの取組を検証しながら課題や取組方法などについて各会派からの意見や改革項目の提案の取りまとめを適宜行い、とくに計画期間中では、新型コロナウイルス感染症対策における議会運営の影響などを考慮し、優先項目や検討年次を変更しながら協議を重ねてきたところである。

(2) 第5次議会改革の実施結果について

第5次議会改革は、「議事機能の強化」の検討から開始し、先進議会の導入事例を参考にするなど議員間の合意形成の在り方等を議論し、令和3年1月より自由討議実施要綱の試行運用を開始した。また、行財政運営の監視における二元代表制の在り方について再検証を行ったほか、現行の議会運営基準等について現状実態に沿って課題等を整理し必要な改正を行ったところである。

次に、コロナ禍における状況等を踏まえ「政策機能の強化」の検討を優先させ、政策議論の活発化を図るためタブレット型の情報通信端末機の導入に着手し活用方法等の検討を重ね、令和4年2月から各議員に情報通信端末機を貸与し試行運用を開始した。具体的な活用として、メールやスケジュール管理等の運用を開始したほか、情報通信端末機における取扱要綱の素案を作成し、今後の本格運用に向け一歩前進したところである。

また一方で、これまでも懸案事項であった「議員報酬の引上げ」について、コロナ禍での地域経済の実

情を鑑み、第5次議会改革では開始当初から協議を保留としていたが、白老町特別職報酬等審議会の答申などを踏まえ、令和4年5月に本委員会では協議を再開することとした。この間の協議では、全国町村議会議長会での調査研究資料などを参考に検討を進め、各委員からは議員報酬以外に「政務活動費」や「定数削減」についても検討すべきとの意見があった。しかしながら、限られた期間の中では合意形成を図るまでには至らず、任期中に方向性を示すことは困難となり、結果としては結論を見送る方向とするに至ったところである。

その他の検討項目においては、「監視機能の強化」は協議日程が整わず未実施となり、「広報広聴機能の強化」、「人口減少対応政策研究会」については各所管で取り組まれ、別紙「第5次議会改革取組結果」のとおりであるが、全体を通して引き続き検討を進めるものである。

(3) 今後の取組について

議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指し、議会の在り方や議会の活性化の議論にとどまらず、政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争への積極的な関わりが求められる。

そして議会改革は、長い歴史の中で培ってきた制度・環境の中で、これまでも主題とする「町民に開かれた議会、そして信頼される議会を目指して」の実現、実行であることを再認識しなければならない。

昨今、町政運営全般における様々な課題においては、これからも議会の果たす役割は非常に重要であり、多様化する住民の意思を反映し住民に信頼される議会を目指し、引き続き議会改革を推進していくものである。

第5次議会改革の取組を改選後の議会運営に生かし、さらなる改善を図って一步一步前進することを期待する。

第5次議会改革取組結果(令和2年6月～令和5年3月)

分野	時期	項目	論 点	経 過 ・ 結 果 (○実施済 △一部実施 ●未実施)
(1) 議事機能の強化	第1段 令和2年	①自由討議の活発化	自由討議の手法は会議規則で「行うことができる」と規定しているが、本会議での実績がないことから、実施の意義や課題を検討して自由討議を実施するため要綱等による仕組みをつくる。	○先進議会の導入事例を参考に議員間の合意形成の在り方等を議論し、自由討議実施要綱の試行運用を開始した。(R3.1) (試行運用開始後、本会議の運用実績なし)
		②二元代表制の向上	二元代表制の意義は、ともに町民を代表する町長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、両者が対等の機関として、自治体の運営の基本的な方針を決定することにある。議会は、町長の執行を監視し、また、積極的な政策提案を通して政策形成に寄与することが本来の在り方といわれることから、その制度理解を深め活用を図る。	○様々な制度理解と基本的事項の再認識(二元代表制の理解と活用) ・具体的な施策(方針)の決定(議決)、行財政運営の監視とする二元代表制の在り方を再検証した。
		③機関機能の検証	議会の現状や役割を踏まえ、条例、規則、要綱、及び基準等によって運営されているルールについて、その点検を行い、また、申合せや慣習化している事項を成文化してルール化を図ることで、機関機能の充実・明確化を検討する。	○現状実態に沿って課題等を整理し、以下の改正を行った。 ・議会運営基準の改正(R2.9、R5.5) ・委員会条例、旅費支給基準、通年議会実施要綱、政策研究会運営規程、議員及び委員派遣要綱の各一部改正の実施(R2.9) ・出前トーク実施要綱制定(R3.1)
		④議会基本条例の検討	議会基本条例は栗山町議会が初めて制定して以来、全国に広がった。白老町では先んじて議会条項を含む自治基本条例を制定し、町における議会の自治制度の最高規範としている。しかし、現時点において自治基本条例の検証と見直しを行い、条文比較などを検討し、議会基本条例の理解と制定の是非を検討する。	△白老町自治基本条例を基本とし、議会基本条例の制定においては、他自治体の先進事例等を参考に継続検討とする。
(2) 監視機能の強化	第2段 令和4年 ※変更	⑤権限・権利等の積極的活用	議会は議決権限(地方自治法第96条)をはじめ検査権(法第98条第1項)、監査請求権(法第98条第2項)、調査権(法第100条)等が定められており、また、専門的知見の活用も認められている。これらの議会の権限や権利等の理解を深め、積極的な活用方法を検討する。	●未実施(継続協議)
		⑥執行機関との情報共有の充実	議会の監視機能を高めるため、執行機関との情報共有の手法と機会の検討を行い、仕組みを確立し、具体的な情報共有の方法と情報共有する機会の確立を検討する。	●未実施(継続協議)

		⑦移動常任委員会の検討	移動常任委員会の開催は、地域課題がテーマとなる場合に実施されてきた。しかし、近年の実績はない。第3次議会改革において委員会の活発化の項目中、移動常任委員会の運営ルール化が取り組まれたが、確立していないことから、制度の是非及び実施要領の策定について検討する。	●未実施（継続協議）
(3) 政策機能の強化	第3段 令和3年 ※変更	⑧政策提言・提案の充実	議会懇談会等の広聴活動を活かして、政策課題を抽出し、議会の政策提言・提案を充実するため、具体的な政策提言までの流れを確立し、委員会等の年間計画を生かして、調査・研究、手段・方策、提言につながるしくみを検討する。	△委員会等の年間計画を生かすための検証・再検証（町側への調査等）に取り組むルールづくりの検討。時間をかけ議論が必要とされ継続協議とする。 ・政策研究会を2班の構成とし充実を図るなど意見があった。活動日数増の懸念あり、継続協議とする。
		⑨政策形成過程の充実	政策形成、決定、執行、評価過程全体にかかわる議会活動の充実を図るため、資料改善や定期的点検などを含め、事前評価（予算）、事中評価（執行）、事後評価（決算）などの議会がかかわる仕組みを検討する。 ・現状の事前評価（予算）、事中評価（執行）、事後評価（決算）の検証	△予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会の課題等の検証にあわせコロナ禍での感染対策を試行的に行った。その他時間をかけ議論が必要とされ継続協議とする。 △代表・一般質問（会派・各議員）、所管事務調査等（常任委員会、特別委員会）の課題等の検証については継続協議とした。
		⑩政策論議の活発化	議会の政策論議の活発化を図るため、政策資料等の閲覧のため議場へのタブレット持込を可能とする検討を進め、もって、タブレットの導入方策、活用方策、さらに、タブレットの利用要綱の制定について検討する。 ・コロナ禍における議会のICT化 ・タブレット端末導入・活用 ・Wi-Fi等の環境整備	○各議員にタブレット端末の貸与、操作研修会の開催（貸与R4.2～R5.10） ○フリーアプリ（無料ソフト）を活用し、事務連絡等のメール送受信、共通カレンダーを作成し、会議日程等の共有化、各種計画や条例等のファイル管理を行い、試行的に運用を開始。 △会議にタブレットを使用できるように会議規則の改正を検討、タブレット端末の運営要綱の素案を作成し検討した。（継続協議） △通信費等の負担（継続協議）

白老町議会 改革の取り組み・活性化の経過

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
改革前	平成元年 (人口 23,821人)	8	会派制の採用	議会運営のための機関(任意の議会運営委員会)を設置するために会派制を採用することとした。	
		9	議会運営委員会(任意)の設置	議会会運営のための任意機関を設置。(※H3法制化されたため条例に規定し設置)	
	平成3年	9	白老町議会運営基準の制定	明文化のない申し合わせ事項を極力なくし、秩序を保つための議会のルール化を推進する。	
	平成4年	9	委員会及び協議会の公開	運営基準に明記し、原則公開とした	
	平成7年	4	白老町議会議員選挙	22名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委7名、民生常任委7名)	
	平成8年	10	長期欠席議員の報酬・期末手当の減額	長期欠席議員の議員報酬減額の制度化(第3回定例会条例改正)	
第一次議会改革 (6項目18件)	平成9年	3	付属機関への就任(兼職)禁止	7付属機関の所属を認める。～法律に基づくもの4、申し合せ3(運営基準に明記)	
		7	議会改革の検討に着手	議会改革等に関する検討小委員会を設置し、議会改革の議論を開始する。 ※小委員会16回開催、町民との意見交換会2回実施	
	平成10年	1	議会改革に関する町民意見懇談会	公開・町内の22団体の代表者が参加	
		5	議会改革に関する町民意見懇談会	第2回目の懇談会～町民との意見交換会	
		6	議会改革の素案答申	議会改革等に関する検討小委員会から議会運営委員会へ答申 ※議会改革項目：6項目18件	
		12	第1次議会改革がスタート	第4回定例会において「白老町議会改革」の取り組み項目を委員会報告し第1次改革スタート	
		12	参考人の招致	陳情者3名を参考人として意見聴取 (白老町議会議員定数の削減に関する陳情書)	
		12	傍聴者へ一般質問通告内容を配布		
	平成11年	12	会議中、携帯電話等の持ち込み禁止	会議中、議員における携帯電話の持ち込みを禁止	
		平成12年 (国調人口 21,662人)	1	議員定数の削減	第1回臨時会 ※議員定数の見直し 定数22名→20名
			4	白老町議会議員選挙	20名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委6名、民生常任委6名)
			4	白老町議会議員倫理条例の制定	第1回定例会において可決成立
			4	常任委員会の道外行政視察の改善	日程短縮と所管事務調査として課題を明確化し、全員が議長に対して報告レポートを提出する。
			4	海外行政調査等派遣の凍結	海外行政調査等派遣の凍結
			7	夜間(ナイター)議会の実施	第1回定例会の代表質問(2日間・午後6時～9時)で実施
			7	議員の出前トークの実施	町民や地域からの要請に基づき議員が出向き、要望や切実な訴えを聞き入れ、議会活動に反映させる。
	10		各委員会の地域別開催(移動常任委員会)	全町的・地域的な課題により地域に出向いて、地域の会館等において委員会を開催する。	
	平成12年 (国調人口 21,662人)	1	白老町情報公開条例の施行	平成11年第4回定例会可決 ※議会においても実施機関とした。	
		2	委員会の開催日程・会議内容の広報誌による周知・報道機関へ周知の通知	情報公開に対応(報道機関へ通知～日程・会議内容)	
		4	委員会記録の全文筆記化	情報公開に対応(主婦に反訳依頼～反訳者登録制)	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
第一次 議会 改革	平成12年	4	本会議・委員会会議録のホームページ公開	情報公開に対応	
		4	例規検索システムの採用	町例規を CD-ROM で議員に配布	
		4	議員通知をファックス通信	招集通知など議員に対する案内を郵送からファックス通信とし、経費節減と通知の迅速化を図ることとした。	
		9	質問席の対面式化	代表・一般質問席の改善 ※町執行側と対面する質問席の設置	
	平成14年	3	一般質問における一問一答方式の採用	質問者の持ち時間45分(答弁を除く)	
		3	通告書のファックス送信を認める	遠隔地の議員の負担軽減と迅速化を図ることから、代表・一般質問のファックスによる通告を認めることとした。	
		3	会議録のCD-ROMによる配布	会議録(本会議・委員会)の CD-ROM 化による議員配布し、保存性と経費節減を図る。	
		4	議会ホームページの公開		
		7	第1次改革の検証と第2次改革の検討	議会運営委員会において第1次議会改革の検証と第2次議会改革の検討を開始する。	
		9	本会議・委員会の会議案内掲示	庁舎入り口に議会・委員会日程の会議案内板を設置	
		9	傍聴席でのパソコン使用を許可	本会議中の傍聴席でのパソコン使用を報道機関に許可	
		9	議員報酬の独自削減	条例の一部改正 ※6月間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
		12	第2次議会改革スタート	第4回定例会において「白老町議会改革」の取り組み項目(5項目17件)を委員会報告し第2次改革をスタート ※期間：平成14年～平成18年5年間	
		12	議員のOA自主研修の実施	内部講師によるメールやワープロ研修	
	第二次 議会 改革 (5項目17件)	平成15年	1	議会ホームページの運用開始	白老町ホームページに専用ホームページ管理公開
			3	長期欠席議員の議員報酬削減の拡大	欠席2区→4区分・削減率25%～50%→30%～60%
			3	議員費用弁償の見直し改定	本会議・委員会出席日当の廃止・町外日当の減額
			5	本会議のインターネット中継の試行	町内LANによる試験配信の開始
			9	議会報告会の実施	町内7箇所・664名 ※町長不信任議決に伴う議会の説明責任
11			白老町議会議員選挙(解散選挙)	20名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委6名、民生常任委6名)	
11			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※6月間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
12			本会議インターネット中継の本格開始	インターネット中継の本格実施	
平成16年		1	議員定数のあり方の議論スタート	第2次議会改革における議員定数見直しの議論を開始する。	
		3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
	5	広域(他議会合同)議員研修	登別市議会と広域研修を実施する。 ※毎年1回、持ち回りにより開催スタート		
	6	代表・一般質問の答弁書の配布	質問議員へ第1回答弁書(町長答弁書)を配布 ※質問者が質問席についた時点で配布		
	7	独自研修の充実	議員研修の充実 ※年1～2回講師を招へいし講演研修会を実施		

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
第二次 議会 改革	平成17年	1	付属機関への就任(兼職)禁止の拡大	町の付属機関への兼職禁止の改正 (法律に基づくもの3、公平中立により申し合せ1)	
		3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
		5	議会事務局グループ制の実施	2係 → 議会グループの導入	
		7	白老町自治基本条例制定に関する特別委員会を設置	議会の関係条項の調査・検討 → 条例に組み込み ※特別委員会10回・小委員会9回	
	平成18年	3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
		9	決算審査特別委員会の運営の見直し	審査結果を翌年度に反映させるため、9月定例会期中に特別委員会(議長及び監査委員を除く全議員で構成)を開催することとした。	
		10	議会報告会の実施	町内7箇所・94名 ※議会改革・議員定数の見直しについて町民意見	
		12	白老町自治基本条例の制定	第4回定例会可決 ※特別委員会で審議した議会関連条項を盛り込む	
	第三次 議会 改革 (6項目16件)	平成19年	1	各議員に対し委員会報告書を事前配布	委員会報告に対する質疑の活発化を図る目的
			1	議員定数の削減	次期改選期(H19.11)から4人削減し、定数20→16人とする。
			1	議員定数削減に伴う議会機能の向上について検討を開始	通年議会、委員会の複数所属、議会報告会の定例化、政策研究会の検討(チェック機能の強化)
			3	議会運営委員会の審議結果報告の充実	本会議のための審議経過・結果を詳細に議員へ報告するため、会議の冒頭に追加 ※平成19年第1回定例会から開始
3			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※10月間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
6			委員会の公開	委員会条例の一部改正 ※原則公開を明記 ※秘密会の規定明確化～特別多数議決2/3	
6			常任委員会の見直し及び複数所属	広報広聴常任委員会の新設と複数所属を実施 ・時期改選期(平成19年11月9日)から適用	
6			通年議会の試行実施	平成19年6月19日から8月24日まで (会期67日間)	
9			議会傍聴規則の改正	・傍聴の禁止制限規定の大幅削除・手続きを一切不要 ・写真・ビデオ撮影、録音等の自由 ・平成19年9月1日から適用	
9			委員会傍聴規則の新設	・本会議傍聴規則の見直しに準じて新設 ・平成19年9月1日から適用	
11			白老町議会議員選挙	16名(総務文教常任委7名、産業厚生常任委8名、広報広聴常任委15名)	
12			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長15%、副議長12%、委員長・議員10%)	
平成20年	12	通年議会の試行延長	平成19年12月3日から平成20年2月29日まで (会期91日間)		
	2	説明員の議場出席を最小限とする	通年議会の試行により、説明員の議場出席を最小限とし、議員間の討議を重要とした。(議会運営基準の改正)		
	3	自治法180条専決処分の見直し	通年議会の本格実施に向けた専決処分(法180条)の整備 ※委任による専決処分の拡大(7項目指定)		
	4	議会ホームページの全面改訂	「町民に開かれた議会」として積極的な情報提供のため、議会ホームページを全面改訂し、運用開始した。		

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第三次議会改革	平成20年	5	通年議会制の実施	6月1日から施行 ※定例会の回数を年1回とし、会期を1年間とする 通年議会制をスタート～全員賛成で可決成立 ※通年議会実施要綱を制定
		6	第3次議会改革の開始	定例会6月会議(6項目17件) ※改革期間～平成20年から平成24年(5ヵ年)
		11	議会懇談会の定期開催が開始	年・1回定期的に開催、おおむね9月下旬目途 ※5人・3班編成、町内9箇所(1班3箇所)
		12	白老町議会の条例・規則体系の見直し	会議条例・委員会規則の新設 会議規則・委員会条例の全部改正 ※議会改革項目等の条例、規則への明記 ① 調査機関(専門的知見の活用)、政策研究会の設置規定 ② 議決事項2件 ③ 本会議の自由討議、質問に対する反問規定 ④ 委員会の自由討議原則 ⑤ 移動委員会の実施規定の明確化 ⑥ 委員会審査におけるルール化 など
		12	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長15%、副議長12%、委員長・議員10%)
	平成21年	1	傍聴者に審議資料の配布	議員に配布される資料と同等の資料を配布 ※議案書等のページ数の多いものは貸し出とする。 ※傍聴規則に議長及び委員長の責務として、利便性の確保、傍聴意識の高揚を図ることを明記する。
		1	議案に対する議員の賛否状況の公開を試行	・ 当分の間、会議規則等の規定に関わらず、議長は、議案に対する議員の賛否数を確定し、可否の数と結果について宣告する。(議会運営基準の改正) ・ 議長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。 ※会議録、議会広報、ホームページ等で公開
		2	全員協議会運営要綱の制定	全員協議会が公式会議となったことによるルール作り ① 全議員による議案説明会の実施 ② 議員身分に関わる協議のための会議 ③ 町からの説明による会議(事前審議の禁止)
		2	討論型の広域(登別市議会)議員研修	登別市議会と毎年1回行う広域研修を課題解決を図る討論型研修に変更実施 ※テーマ「議会改革を考える」
		4	広報広聴運営基準の追加	第9章 広報広聴常任委員会を追加 ・ 出前トーク、議会報告会、議会懇談会及び分科会の活動基準の明記(白老町議会運営基準)
		4	政策研究会の運営に関する検討を開始	議会運営委員会の中に検討小委員会を設置し検討
		5	議会報告会の定期開催を開始	年1回定期的に開催、おおむね5月下旬目途に実施 ※議員半数・2班編成、町内8箇所(1班4箇所)
		7	議長の諮問(議員報酬の引上げについて)	特別職報酬等審議会が議員報酬の引上げを答申 ※11月まで一定の考え方を示すよう議運へ諮問
		9	委員会協議会を「協議又は調整を行うための場」に追加	委員会規則の改正により、全員協議会に準じて追加し、会議の公開・議事録の調整等の透明性を図る。
		11	白老町議員会に政策研究会を設置	白老町自治基本条例第21条第3項の規定により 白老町議員会に私的諮問機関として政策研究会を設置
		12	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 ※1年間(議長13%、副議長9%、委員長・議員7%)

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第三次議会改革	平成 22 年 (国調人口 19,376人)	1	議長の諮問に対する答申(議員報酬)	特別職報酬等審議会が示した引上げ答申は、平成 22 年には実施ない。引き続き議会内議論が必要とした。
		1	議員の出席状況の公表	各議員の一年間の本会議・各委員会の出席状況を議会広報第 130 号より掲載し公表(毎年 1 回公表)
		4	委員会協議会運営要綱の策定	全員協議会運営要綱に準じて、会議の公開・議事録の調整等の透明性を図ることを要綱として定めた。
		5	議員派遣に関する要綱の策定	・委員会及び議員(行政視察・研修等)派遣方法の明記 ・行政視察における事前調査の明記 ・派遣の事前公表、結果報告書の公表の明記
		6	本会議における議案に対する議員の賛否の公開(試行から本格実施)	・議長は、議案に対する議員の賛否数を確定する。 ・議長は、可否の数を確定するため、可否の少数の議員名を宣告する。 ・議長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。 ※会議録、議会広報、ホームページ等で公開
		6	委員会における採決に対する議員の賛否の宣告(試行から本格実施)	・委員長は、委員会における採決にあたり、議員ごとの賛否状況を宣告する。 ・委員長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。
		9	反問権(質問に対する逆質問)の使用	・定例会 9 月会議において、一般質問に対する逆質問(反問権)が初めて使用された。 ・9/7 教育長 1 回、9/8 町長 1 回
		11	討論型の広域(登別市議会)議員研修	登別市議会と毎年 1 回行う広域研修(討論型研修)実施 ※テーマ「NPO 法人の活動と議会のかかわり」
		11	政策研究会の設置	・定例会 11 月会議において、会議条例第 10 条の規定により 2 政策研究会を設置 ① 白老町自治基本条例に関する政策研究会 ② 白老町高齢者問題に関する政策研究会 ・政策研究会の運営に関する規定(11 月 25 日施行)
	平成 23 年	3	反問権(質問に対する逆質問)の使用	・定例会 3 月会議において、一般質問に対する逆質問(反問権)が使用された。(副町長 1 回)
		3	議員定数と議員報酬のあり方	・定例会 3 月会議において、議会運営委員会所管事務調査報告。(定数 15 名、報酬額は引き上げが妥当) ・条例改正により、議員定数 16→15 名に 1 名削減。議員報酬の額の改訂は見送り。(町民の理解と町財政状況を考慮しながら検討)
		3	夜間議会開催の見直し	・第 1 次議会改革により平成 11 年 3 月会議から開催してきたが、平成 15 年のインターネット中継開始により、第 3 次議会改革においては、一定の成果が得られたとして平成 23 年 3 月会議から夜間開催を終了した。
		7	倫理条例の改正	・議会の自浄作用、町民請求の緩和、兼業規定等の見直しを行い、平成 11 年に制定した旧条例を廃止し、新条例及び施行規則を制定した。
		9	委員会の議案提出の活発化(条例改正)	・条例改正を議員提案により行い、「財産の取得又は処分に関する条例」の議決を必要とする金額を 2000 万円から 700 万円に改正した。
		10	選挙公報の発行、立会演説会の検討	・平成 23 年 11 月の町長・町議選挙から選挙公報を発行した。立会演説会の実施は見送った。
		11	白老町議会議員選挙	・15 名(総務文教常任委 7 名、産業厚生常任委 7 名、広報広聴常任委 14 名)
	平成 24 年	6	議決事件の追加(自治法第 96 条第 2 項)	・議決すべき事件に「総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更」を追加した。
		6	委員会の議案提出の活発化(条例改正)	・議決事件の追加(総合計画)を委員会の全員一致により「議会会議条例」を改正した。
		6	本会議終了後の検討会の開催	・議会と執行機関側との議会運営に関わる定期的事務協議を開催し、必要事項について議運で検討することとした。
6		説明員の議場出席を最小限とする	・平成 20 年 1 月より実施してきたが、長側の要請により、議長が認める場合は、説明員を出席させることができるよう一部改正した。	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第三次議会改革	平成 25 年	4	広報広聴常任委員会に小委員会と分科会を設置	・委員会は、広報広聴活動の充実を図るため小委員会（8名以内）及び2分科会（総務文教・産業厚生）を設置することとした。
		8	白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱を制定	・議員及び委員の派遣に関し、派遣の範囲、派遣の手続き、結果報告及び公表等について要綱を制定した。
		10	白老町議会会議規則の一部改正（追加）	・会議規則に、第13章公聴会及び第14章参考人を追加し一部改正した。
	平成 26 年	2	白老町議会運営基準の一部改正	・運営基準に、第6章第2節代表質問及び一般質問について、ファックス及び電子メールによる質問通告、また、USBメモリの持参による質問通告を認めることとした。
		5	白老町議会委員会条例の一部改正	・委員会条例第3条第2項における議会運営委員会の定数を7人から7人以内に改正した。
		9	白老町議会会議条例の一部改正	・会議条例第7条第4号に定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を追加した。
		12	議員定数の削減	・会議条例改正により、議員定数15→14名に1名削減。
	平成 27 年 (国調人口 17,740人)	4	白老町議会委員会条例の一部改正	・委員会条例の常任委員会の定数8人以内を7人以内に改正。
		8	白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱の一部改正	・派遣結果報告書の提出を「速やかに」から「3週間以内」に改正。
		11	白老町議会議員選挙	・14名（総務文教常任委7名、産業厚生常任委6名、広報広聴常任委13名）
	平成 29 年	3	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間（議長3%、副議長3%、委員長・議員2%）
		5	白老町議会運営基準の一部改正	・第15章開かれた議会第1節ライブ中継における中継を行う会議を「予算・決算特別委員会」から「(全)特別委員会」に改正。
		5	第4次議会改革がスタート	・議会運営委員会で検討（3大項目7中項目12小項目） ※改革期間～平成29年から平成31年(3ヵ年)
		12	白老町議会懇談会により広報広聴常任委員会で町に対して政策提言	・総務文教分科会「身近なコミュニティとしての町内会の維持と充実に向けて」 ・産業厚生分科会「象徴空間整備による産業振興の推進に向けて」
		平成 30 年	2	白老町議会特別委員会における質疑回数削減の撤廃
6	議会の政策形成機能の充実 (各委員会の年間計画の策定)		・議会の政策形成機能の充実を図るため、通年議会制度を活かした「各委員会の年間計画」を策定。 ・年間計画（重点事項）を策定して活動。	
7	議会の監視機能の充実		・代表質問を分割質問分割答弁方式に変更 ・一般質問から常任委員会所管実調査項目及び特別委員会事案の除外を明確化 ・白老町議会反問権に関する要綱の制定	
平成 31 年 (令和元年)	1	白老町議会会議規則及び委員会規則の一部改正	・欠席等の届出の事由に出産とその期間を追加	
	2	白老町議会運営基準の一部改正	・主幹職以下の説明員は出席依頼により承認を得て出席できる。	
	6	第4次議会改革の終了	・定例会6月会議に議会運営委員会が報告	
	8	白老町議会運営基準の一部改正	・広報広聴常任委員会の各分科会を総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に置く移管。	
	11	白老町議会議員選挙	・14名（総務文教常任委6名、産業厚生常任委7名、広報広聴常任委13名）	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第五次議会改革	平成31年 (令和元年)	12	第5次議会改革に着手	・議会改革の有無及び項目だしを会派依頼後に検討。
		12	白老町議会委員会及び議員行政視察等旅費支給基準の一部改正	・政務活動旅費の支給を隔年度から毎年度に復活。
	令和2年 (国調人口 16,212人)	6	第5次議会改革推進計画の策定(定例会6月会議報告)	・5分野14項目の改革に取り組む計画を定例会6月会議に報告。
		6	政策研究会の設置	・人口減少に対応する政策研究会(公募8名)。 ・白老町議会政策研究会の運営に関する規程第3条の委員定数の改正(8名以内→必要に応じて)。
		6	白老町議会インターネット管理運営要綱の制定	・発信媒体、情報内容、遵守事項等の明確化。
		9	白老町議会運営基準の一部改正	・一般質問通告はおおむね10日前に(7日前)。 ・インターネット(節)の追加。
		9	白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱の一部改正	・複数議員による派遣は一括報告とする。 ・委員会視察の派遣結果は委員会報告とする。
	令和3年	1	白老町議会自由討議実施要綱の試行	・試行実施を踏まえた上で、要綱を制定するため、令和3年1月1日から1年間試行する。
		2	白老町議会出前トーク実施要綱の制定	・出前トークを要綱に基づき実施するため、令和3年2月1日から施行する。
	令和5年	5	白老町議会運営基準の一部改正	・町長選挙後の代表質問の取扱基準の整理(令和5年5月9日一部改正)
		9	白老町議会会議規則の一部改正	・議場へのタブレット端末機の持込を可能とする取り扱いを追加する。
		11	白老町議会議員選挙	・14名(総務文教常任委6名、産業厚生常任委7名、広報広聴常任委13名)

北海道 白老町議会

〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
TEL. 0144-82-6620(直通)・FAX. 0144-82-3381(直通)
ホームページ <http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp>
E-mail gikai@town.shiraoi.lg.jp